資料6

# 流域治水の推進について（意見交換）

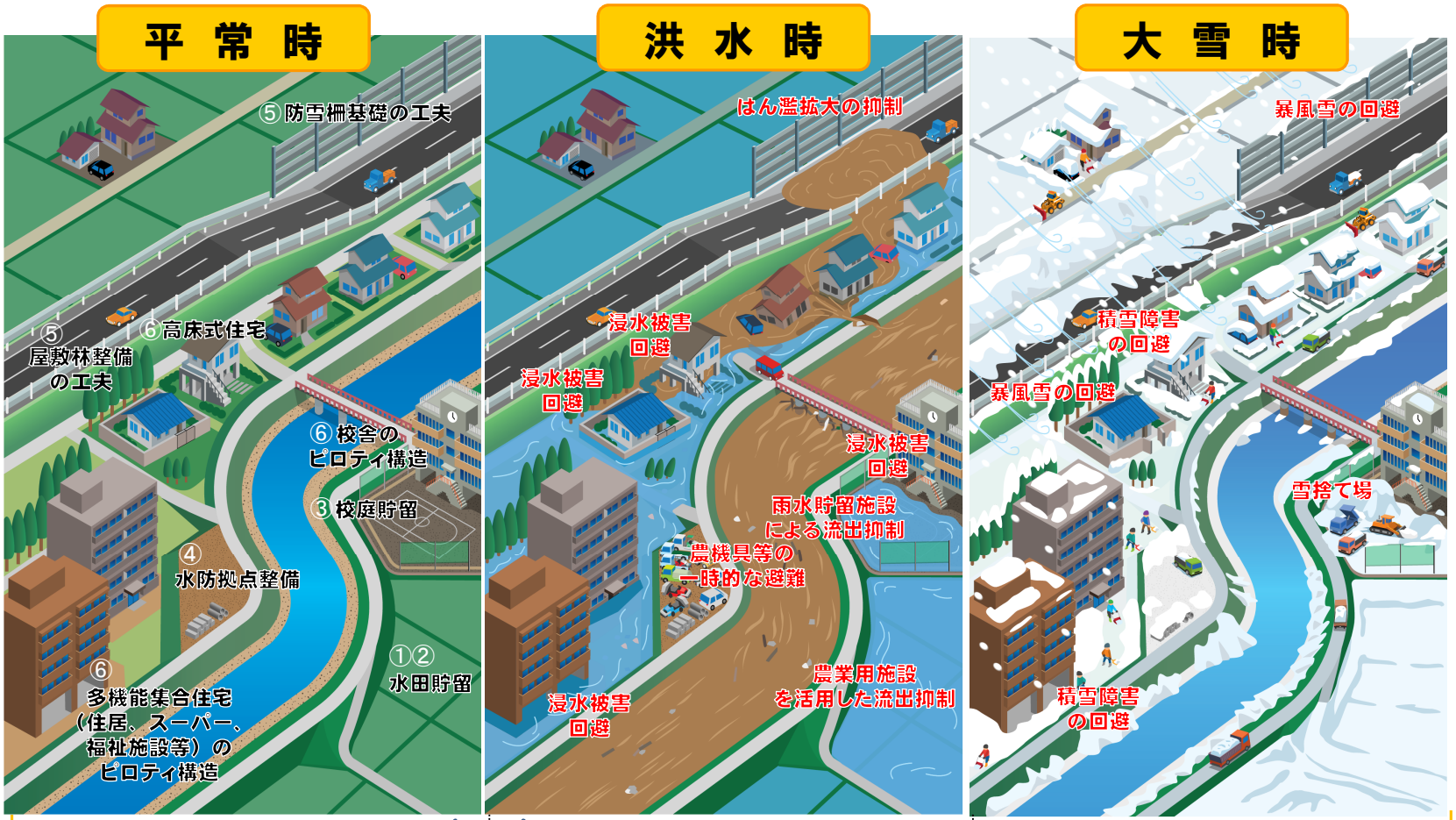

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ・東北地方の特性を考えた流域治水プロジェクトのメニュー（案） | P． 2 | ～ | P． 7 |
| ・主な支援事業（国土交通省：建政部からの情報提供） | P． 8 | ～ | P．５８ |
| ・流域治水関係施策リスト（国土交通省） | P．５９ | ～ | P．６１ |
| ・流域治水関係施策リスト（各省庁） | P．６２ | ～ | P．６６ |
| ・流域治水に関する取り組みを実践していくため | P．６７ | ～ | P．６９ |


東北地方整備局 山形河川国道事務所

# 東北地方の特性を考えた流域治水プロジェクトのメニュー（案）

# 【農業や雪国等の東北地方の特性を考えた流域治水プロジェクトのメニュー（案）】

（多機能インフラを念頭に～平常時・洪水時・大雪時～）




| | | |
|---|---|---|
| ①水田<br>②耕作放棄地の集約<br>③校庭・緑地・公園 | ⇔ 雨水貯留機能増強<br>⇔ 雨水貯留施設 | ⇔ 雪捨て場 |
| ④水防災拠点 | ⇔ 自家用車・農機具等一時的な避難場所 | ⇔ 除雪車転回場所 |
| ⑤防護柵・外壁 | ⇔ 防水壁 | ⇔ 防雪柵・防風林 |
| ⑥高床式住宅、集合住宅化（避難所併設など）<br>家屋移転時の集約化、盛土、ピロティ<br>（住まい方の工夫：高齢化や空き家対策も考慮） | ⇔ 浸水被害軽減 | ⇔ 積雪障害軽減 |

**多機能のイメージ**

# 他水系の流域治水協議会での議論例

〇地区ごとの特徴・被害形態が様々なことを踏まえ、まちづくりとも連携した取り組みを[パッケージ的【ミニ流域治水】]に検討。
〇令和元年東日本台風で大きな被害が生じた郡山市や須賀川市等で議論を実施。

## ■阿武隈川上流

### 郡山ブロック　流域治水概要　【実施主体：国、県、市、大学、企業】

阿武隈川本川や支川の改修を進めるとともに、市街地の貯留施設整備や災害リスクを考慮したまちづくりにより、郡山ブロックにおける浸水被害の軽減を図る。

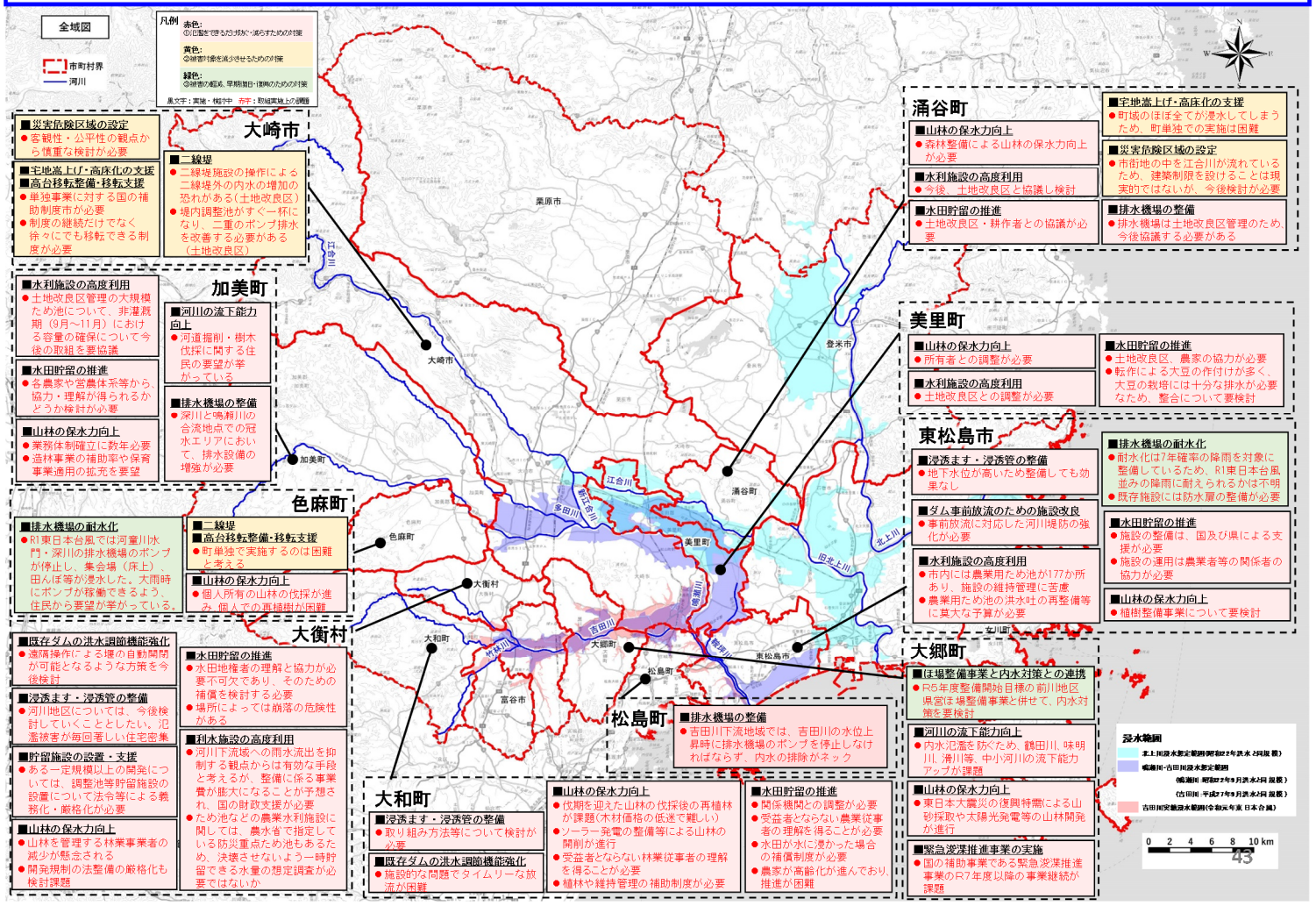


# 他水系の流域治水協議会での議論例

〇流域治水の取り組みを推進していくにあたり、県、市町村等にアンケートを取り、各地区における具体的な課題を抽出・整理。
〇課題を解決するため、必要な取り組みを検討し、協議会で議論を実施。

## ■鳴瀬川水系 吉田川

### 流域治水に係る課題



# 流域治水の推進（広報の取組）

〇流域治水の取り組みを着実に進めていくためには、地域の協力が不可欠。
〇関係者全員で流域治水に取り組む意識を持続させることが必要と考え、新聞広告や流域治水の取組に特化した情報連携誌を新たに発行。
　情報連携誌は県、自治体、報道機関等に対しメールによるニュース配信にて実施。

## 情報連携紙の発刊









# 流域治水の推進（広報の取組）

## 「阿武隈川上流 流域治水シンポジウム」を開催　～水害から命を守るために～

### 1. 概要

近年激甚化・頻発化が懸念されている水害に備え、流域全体のあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して、水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進する必要がある。

令和元年東日本台風で大きな被害が生じた阿武隈川において、流域関係者の水害への関心を更に高め、流域治水という新しい治水の考え方について理解を深めていただくため、シンポジウム（基調講演・パネルディスカッション）を開催。

### 2. 日時／聴講人数

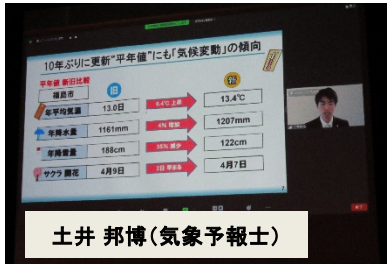
➢日　時：令和３年６月２０日(日)14:00-16:00
➢場　所：福島県福島市　こむこむ館
➢出演者：市長を含む10名（内2名Web参加）

### 3. 講演内容/講演者

・基調講演①　講演者：風間 聡（東北大学 教授）
『気候変動下のおける流域治水の必要性について』
・基調講演②　講演者：土井 邦裕（気象予報士）
『気候変動を気候変動下における世界』
・パネルディスカッション
『阿武隈川流域の推進に向けて』
コーディネーター：長林 久夫（日本大学 名誉教授）
スピーカー：
・木幡 浩（福島市長）・橋本 克也（須賀川市長）
・風間 聡（東北大学 教授）・川越 清樹（福島大学 教授）
・小川 則雄（郡山中央工業団地会　会長）
・浅沼 秀俊（福島県建設業協会 副会長）
・土井 邦裕（気象予報士）
・佐藤 健司（東京海上日動火災保険(株) 次長）
・福島 陽介（福島河川国道事務所 事務所長）

**基調講演の様子**


風間　聡（教授）



土井 邦博（気象予報士）

**パネル展示の状況**



**パネルディスカッションの様子**





福島 陽介
（事務所長）


木幡 浩
（福島市長）


橋本 克也（須賀川市長）


長林 久夫（日本大学 名誉教授）


川越 清樹
（福島大学 教授）


小川 則雄
（郡山中央工業団地会長）

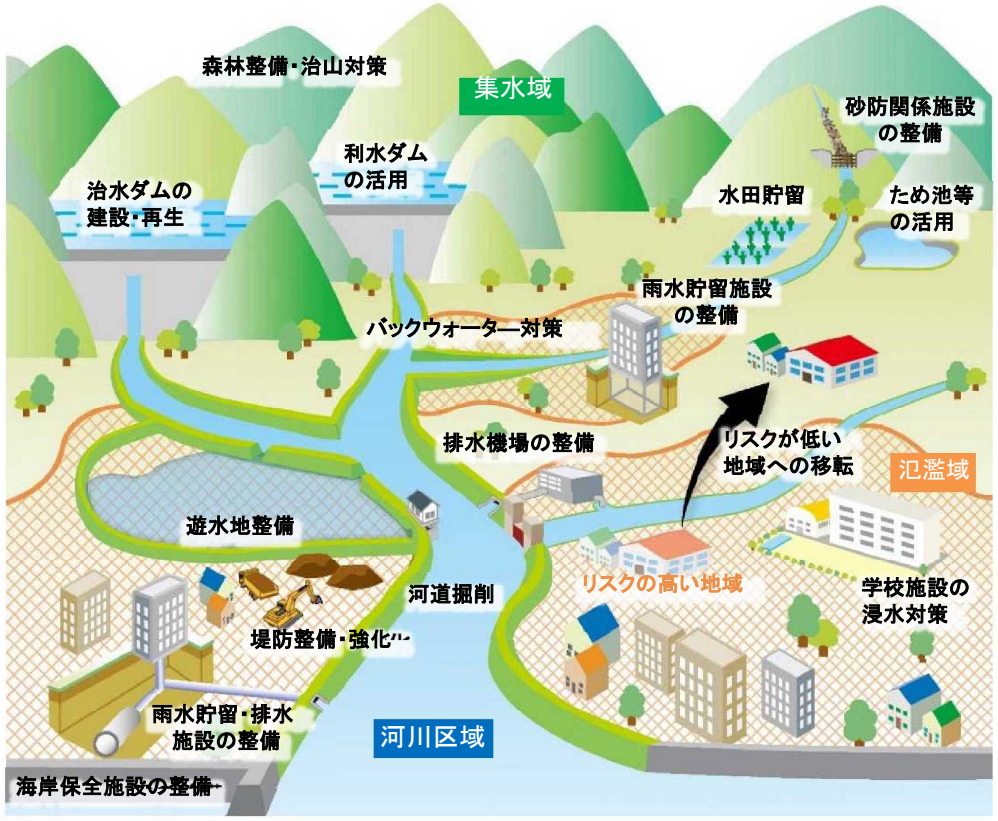

佐藤 健司
（東京海上日動火災保険(株)）

# 主な支援事業（国土交通省：建政部からの情報提供）

# 「流域治水プロジェクト」について

○令和3年3月30日に、東北地整管内全ての一級水系（１２水系）、二級水系のうち小本川（岩手県）において、「流域治水プロジェクト」を公表。引き続き、他の二級水系においても策定・公表を進めていく予定。

○今後、各種対策を具体化していくことが必要であり、河川のみならず、下水道、都市（公園を含む）、住宅、道路、海岸保全施設（港湾を含む）等と連携し、取り組んでいくことが必要。




あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

## 流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・河川堤防や遊水地等の整備　　・治水ダムの建設・再生
・雨水貯留浸透・排水施設の整備
・砂防関係施設の整備　　・海岸保全施設の整備

・利水ダム等の事前放流
・利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
・水田の貯留機能の向上
・森林整備、治山対策
・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備など

■被害対象を減少させるための対策

・高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）
・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導　など

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策
・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持　など

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

1

# ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

＜予算関連法律＞

【公布：R3.5.10 / 施行：公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

## 背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で**水災害が激甚化・頻発化**

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で**降雨量1．1倍、洪水発生頻度2倍**になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、**ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直し**に加え、**上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰**し、国、流域自治体、企業・住民等、**あらゆる関係者が協働**して取り組む**「流域治水」の実効性**を高める法的枠組み**「流域治水関連法」**を整備する必要

## 法律の概要

### 1．流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**

― 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**

― 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議

― 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2．氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）

― 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）

― 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速

― 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ **流域における雨水貯留対策の強化**

― 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保

― 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用

― 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 （※予算関連・税制）

### 3．被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**

― 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）

― 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 （※予算関連）

― 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 （※予算関連）

### 4．被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

― 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

― 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保

― 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加




流域治水のイメージ

**【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現**

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川（2020年度）⇒約17,000河川（2025年度）

2

# 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

令和2年6月10日公布

## 背景・必要性

○**頻発・激甚化する自然災害**に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

## 法律の概要

### 安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

#### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

**○開発許可制度の見直し**

-災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止

-市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

**○住宅等の開発に対する勧告・公表**

-立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

#### 災害ハザードエリアからの移転の促進

**○市町村による移転計画制度の創設**

-災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援

#### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

-立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

＜災害レッドゾーン＞
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域

＜災害イエローゾーン＞
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

### 魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

#### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進 ＊都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

**○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出**

-官民一体で取り組むにぎわい空間の創出

例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入




**○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**

-都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

＊都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

#### 居住エリアの環境向上

**○日常生活の利便性向上**

-立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

**○都市インフラの老朽化対策**

-都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

**【目標・効果】**

**○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現**

**（ＫＰＩ）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年［2021年:100件 ↗ 2025年:600件］）**

**○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現**

**（ＫＰＩ）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上**

3

# （総論）頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

【都市計画法、都市再生特別措置法】

国土交通省

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

## ◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

（開発許可の見直し）

＜災害レッドゾーン＞

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発を原則禁止

＜浸水ハザードエリア等＞

-市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

（住宅等の開発に対する勧告・公表）

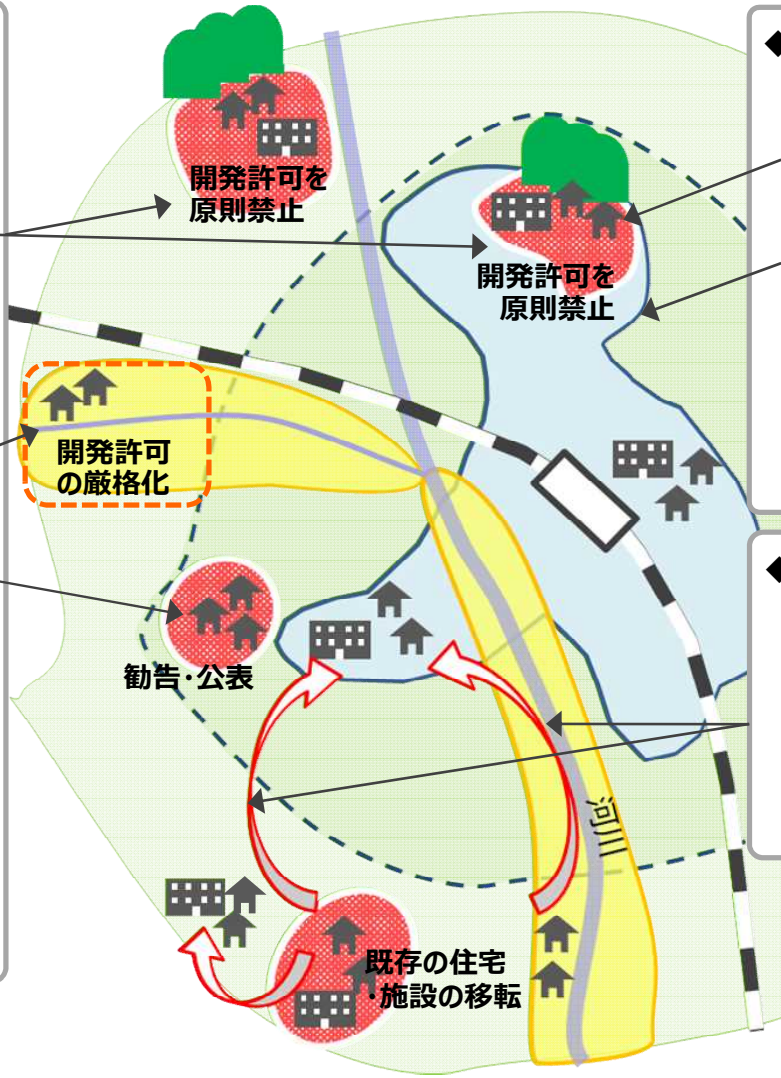
-災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について勧告に従わない場合は公表できることとする

※ ３戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

| 区　域 | | 対応 |
|---|---|---|
| 災害レッドゾーン | 市街化区域<br>市街化調整区域<br>非線引き都市計画区域 | 開発許可を原則禁止 |
| 浸水ハザードエリア等 | 市街化調整区域 | 開発許可の厳格化 |

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域




## ◆立地適正化計画の強化

（防災を主流化）

-立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

## ◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行　等）

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充
（防災集団移転促進事業の要件緩和
（10戸→5戸　等））

【都市再生特別措置法】

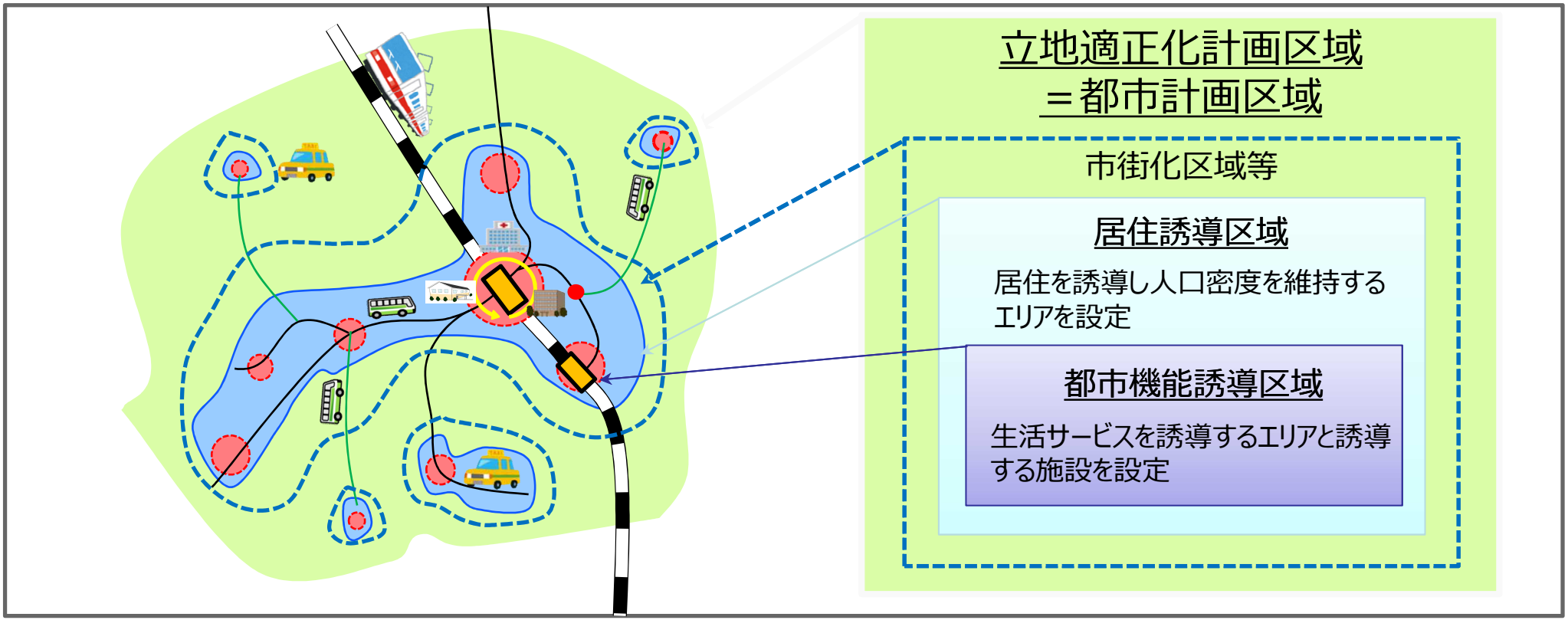
- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

4

# 立地適正化計画について

国土交通省

○人口減少下においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせる都市をつくるための包括的なマスタープランであり、
○まちなかや公共交通の沿線に都市機能や居住を誘導し、ネットワークでつなぐ、コンパクトシティを実現するためのツールとなるものです。




○都市のコンパクト化を進め、一定の人口密度を確保することによって、
- 生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性の維持・向上が期待されます。
- まちなかの土地利用が増進し、地価が維持され固定資産税収の確保が期待されます。
- 公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスが効率化されることが期待されます。

5

# 立地適正化計画の作成状況［東北地方整備局］

国土交通省

〇60都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。（令和3年4月1日時点）
〇このうち、32都市が令和3年4月1日までに計画を作成・公表済。

・令和3年4月1日までに作成・公表済の都市［ :32都市］
・現在計画作成中の都市（作成意向も含む） ［ : 28都市］

公表済
作成中
◎ 集約都市形成支援事業活用自治体（活用済含む）
★ 集約都市形成支援事業活用予定自治体（R4以降）

| 青森県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 青森市 | H30.3.30 | | |
| ◎ 弘前市 | H29.3.31 | | |
| ◎ 八戸市 | H29.3.31 | | |
| ◎ 黒石市 | H31.3.31 | | |
| ◎ 五所川原市 | H31.3.29 | | |
| ◎ 十和田市 | H30.3.30 | | |
| 三沢市 | | | |
| ◎ むつ市 | H29.2.20 | | |
| つがる市 | | | |
| 平川市 | | | |
| 平内町 | | | |
| 今別町 | | | |
| 蓬田村 | | | |
| 外ヶ浜町 | | | |
| 鰺ヶ沢町 | | | |
| 深浦町 | | | |
| 西目屋村 | | | |
| 藤崎町 | | | |
| 大鰐町 | | | |
| ◎田舎館村 | R4年度内 | | |
| 板柳町 | | | |
| 鶴田町 | | | |
| 中泊町 | | | |
| ◎ 野辺地町 | R4年度内 | | |
| ◎ 七戸町 | R3.4.1 | | ○ |
| 六戸町 | | | |
| 横浜町 | | | |
| 東北町 | | | |
| 六ヶ所村 | | | |
| ★ おいらせ町 | R5年度内 | | |
| 大間町 | | | |
| 東通村 | | | |
| 風間浦村 | | | |
| 佐井村 | | | |
| 三戸町 | | | |
| ◎ 五戸町 | R4年度内 | | |
| 田子町 | | | |
| 南部町 | | | |
| ◎ 階上町 | R3年度内 | | |
| 新郷村 | | | |
| 40 自治体 | | | |

| 岩手県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 盛岡市 | R2.3.31 | | |
| 宮古市 | | | |
| ◎ 大船渡市 | 未定（作成中） | | |
| ◎ 花巻市 | H28.6.1 | R2.8.25 | |
| ◎ 北上市 | H30.3.30 | | |
| 久慈市 | | | |
| 遠野市 | | | |
| 一関市 | | | |
| 陸前高田市 | | | |
| 釜石市 | | | |
| ◎ 二戸市 | R3.3.31 | | ○ |
| 八幡平市 | 未定（作成中） | | |
| 奥州市 | | | |
| 滝沢市 | | | |
| ◎ 雫石町 | R3年度内 | | |
| 葛巻町 | | | |
| 岩手町 | | | |
| 紫波町 | | | |
| 矢巾町 | | | |
| 西和賀町 | | | |
| 金ケ崎町 | | | |
| 平泉町 | | | |
| 住田町 | | | |
| 大槌町 | | | |
| ◎ 山田町 | | | |
| 岩泉町 | | | |
| 田野畑村 | | | |
| 普代村 | | | |
| 軽米町 | | | |
| 野田村 | 未定（作成を検討中） | | |
| 九戸村 | | | |
| 洋野町 | | | |
| ★ 一戸町 | | | |
| 33 自治体 | | | |

| 宮城県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 仙台市 | R5年度内 | | |
| ★ 石巻市 | R5年度内 | | |
| 塩竈市 | | | |
| ★ 気仙沼市 | | | |
| 白石市 | | | |
| 名取市 | | | |
| 角田市 | | | |
| 多賀城市 | | | |
| 岩沼市 | | | |
| ◎ 登米市 | R3年度内 | | |
| 栗原市 | R3年度内 | | |
| 東松島市 | | | |
| ◎ 大崎市 | 都市機能：H29.3.31<br>居住誘導：H31.3.29 | | |
| 蔵王町 | | | |
| 七ヶ宿町 | | | |
| 大河原町 | | | |
| 村田町 | | | |
| ◎ 柴田町 | R3年度内 | | |
| 川崎町 | | | |
| 丸森町 | | | |
| 亘理町 | | | |
| 山元町 | | | |
| 松島町 | | | |
| 七ヶ浜町 | | | |
| 利府町 | | | |
| 大和町 | | | |
| 大郷町 | | | |
| 富谷市 | | | |
| 大衡村 | | | |
| 色麻町 | | | |
| 加美町 | | | |
| 涌谷町 | | | |
| 美里町 | | | |
| 女川町 | | | |
| 南三陸町 | | | |
| 35 自治体 | | | |

| 秋田県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 秋田市 | H30.3.30 | | |
| ◎ 能代市 | R3年度内 | | |
| ◎ 横手市 | H31.3.29 | | |
| ◎ 大館市 | H31.3.29 | | |
| 男鹿市 | | | |
| ◎ 湯沢市 | H30.3.30 | | |
| 鹿角市 | | | |
| ★ 由利本荘市 | | | |
| 潟上市 | | | |
| ◎ 大仙市 | H30.3.26 | | |
| 北秋田市 | | | |
| にかほ市 | | | |
| 仙北市 | | | |
| ◎ 小坂町 | R3年度内 | | |
| 上小阿仁村 | | | |
| 藤里町 | | | |
| 三種町 | | | |
| 八峰町 | | | |
| 五城目町 | | | |
| 八郎潟町 | | | |
| 井川町 | | | |
| 大潟村 | | | |
| 美郷町 | | | |
| 羽後町 | | | |
| 東成瀬村 | | | |
| 25 自治体 | | | |

| 山形県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 山形市 | R3年度内 | | |
| ◎ 米沢市 | R2年度内 | | |
| 鶴岡市 | H29.4.1 | | |
| ◎ 酒田市 | R1.7.1 | | |
| 新庄市 | | | |
| 寒河江市 | | | |
| ◎ 上山市 | R3年度内 | | |
| ◎ 村山市 | R2.3.26 | | |
| ◎ 長井市 | H31.3.29 | | |
| ◎ 天童市 | R3年度内 | | |
| 東根市 | | | |
| ◎ 尾花沢市 | R3年度以降 | | |
| ◎ 南陽市 | R3年度内 | | |
| 山辺町 | | | |
| ◎ 中山町 | H30.10.22 | | |
| 河北町 | | | |
| 西川町 | | | |
| 朝日町 | | | |
| ◎ 大江町 | R4年度内 | | |
| ◎ 大石田町 | R4年度内 | | |
| 金山町 | | | |
| 最上町 | | | |
| 舟形町 | | | |
| 真室川町 | | | |
| 大蔵村 | | | |
| 鮭川村 | | | |
| 戸沢村 | | | |
| 高畠町 | | | |
| 川西町 | | | |
| 小国町 | | | |
| ◎ 白鷹町 | R3年度内 | | |
| 飯豊町 | | | |
| 三川町 | | | |
| 庄内町 | | | |
| 遊佐町 | | | |
| 35 自治体 | | | |

| 福島県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| ◎ 福島市 | 都市機能：H29.3.29<br>居住誘導：H31.3.29 | | |
| ◎ 会津若松市 | R4年度内 | | |
| ◎ 郡山市 | 都市機能：H29.3.31<br>居住誘導：H31.3.29 | R3.3.31 | ○ |
| ◎ いわき市 | R1.10.8 | | |
| ◎ 白河市 | R2年度内 | | |
| ◎ 須賀川市 | R1.6.30 | | |
| ◎ 喜多方市 | H31.4.1 | | |
| 相馬市 | | | |
| ◎ 二本松市 | H31.3.31 | | |
| ◎ 田村市 | 未定 | | |
| 南相馬市 | | | |
| 伊達市 | | | |
| 本宮市 | | | |
| 桑折町 | | | |
| 国見町 | R4年度内 | | |
| 川俣町 | | | |
| 大玉村 | | | |
| 鏡石町 | | | |
| 天栄村 | | | |
| 下郷町 | | | |
| 檜枝岐村 | | | |
| 只見町 | | | |
| 南会津町 | | | |
| 北塩原村 | | | |
| 西会津町 | | | |
| 磐梯町 | | | |
| ◎ 猪苗代町 | R2.6.1 | | |
| 会津坂下町 | | | |
| 湯川村 | | | |

| 福島県 | 公表日 | 改定日 | 防災指針 |
|---|---|---|---|
| 柳津町 | | | |
| 三島町 | | | |
| 金山町 | | | |
| 昭和村 | | | |
| 会津美里町 | | | |
| 西郷村 | | | |
| 泉崎村 | | | |
| 中島村 | | | |
| ◎ 矢吹町 | H30.3.30 | | |
| 棚倉町 | | | |
| 矢祭町 | | | |
| 塙町 | | | |
| 鮫川村 | | | |
| 石川町 | | | |
| 玉川村 | | | |
| 平田村 | | | |
| 浅川町 | | | |
| 古殿町 | | | |
| 三春町 | | | |
| 小野町 | | | |
| 広野町 | | | |
| 楢葉町 | | | |
| 富岡町 | | | |
| 川内村 | | | |
| 大熊町 | | | |
| 双葉町 | | | |
| 浪江町 | | | |
| 葛尾村 | | | |
| ◎ 新地町 | | | |
| 飯舘村 | | | |
| 59 自治体 | | | |

# 立地適正化計画による居住の安全確保（防災指針の概要）

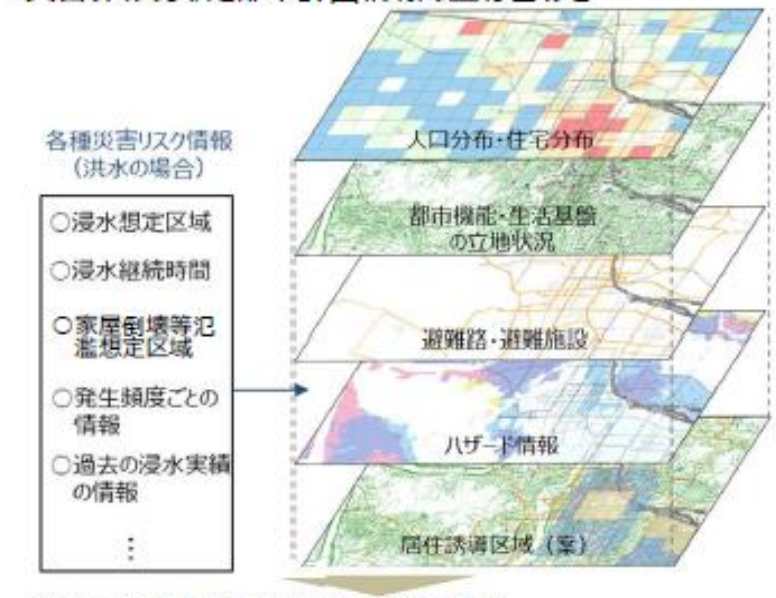
国土交通省

○　居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和２年9月7日より施行。

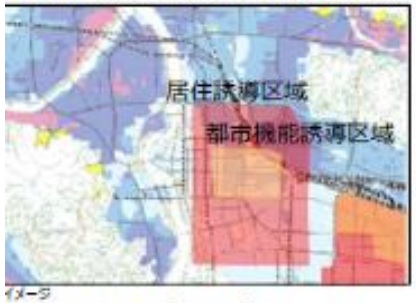
○　立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

**○防災指針の概要**

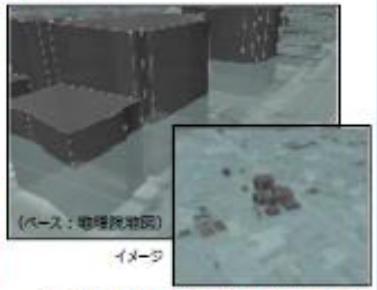
■災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ




■都市の災害リスクの高い地域等の抽出



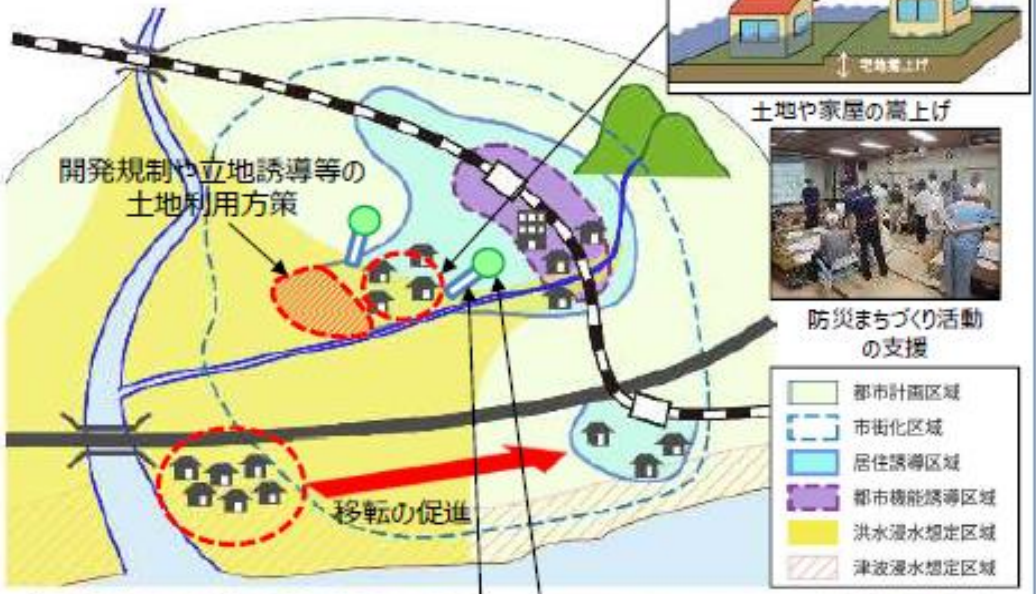

ハザードエリアがどう分布しているか




浸水しない建物がどこにあるか

**防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定**

■防災指針に基づくハード・ソフトの取組






土地や家屋の高上げ



防災まちづくり活動の支援



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園

防災指針の手引き：https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html

# 流域治水対策等の主な支援事業　１／４

国土交通省

**流域治水対策等の主な支援事業**

令和3年7月1日時点

| | 内容 | 支援策 | 交付金等 | 交付対象事業 | 支援先 | 詳細(HP) | 問合せ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 流出抑制対策等 | 雨水貯留浸透施設<br><br>・各戸貯留<br>・池沼及びため池　等 | 交付金 | 流域貯留浸透事業 | 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備 | 地方公共団体<br>(都道府県、市町村) | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P370参照 | 河川部地域河川課 |
| | 雨水貯留浸透施設<br>(特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの) | 税制特例 | 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置<br>(固定資産税) | 特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減 | | https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf | 河川部地域河川課 |
| | 地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設　等 | 交付金 | 新世代下水道支援事業 | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備 | 地方公共団体(都道府県、市町村等) | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P84参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | ・雨水貯留浸透施設<br><br>地方公共団体が助成する<br>・透水性舗装<br>・防水ゲート、止水板　等 | 交付金 | 下水道浸水被害軽減総合事業 | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策 | 地方公共団体(都道府県、市町村等) | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P71参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | 雨水貯留浸透施設 | 補助金 | 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 | 市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援 | 地方公共団体、<br>民間事業者 | https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>市街地係 |
| | 雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進 | 交付金 | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 | 官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を促進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援 | 地方公共団体、<br>民間事業者 | https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397159.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>公園係 |
| 土地利用・住まい方の工夫　(1／3) | 二線堤整備 | 交付金 | 総合流域防災事業<br>(洪水氾濫域減災対策事業) | 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業 | 地方公共団体<br>(市町村) | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P413参照 | 河川部地域河川課 |
| | 家屋移転 | 交付金 | | | | | |
| | 宅地嵩上げ | 交付金 | 土地区画整理事業 | 立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能 | 地方公共団体 | https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm | 建政部都市・住宅整備課<br>市街地事業係 |
| | | 交付金 | 宅地嵩上げ安全確保事業 | 大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援 | 地方公共団体 | | 建政部都市・住宅整備課<br>街路係 |
| | | 交付金 | 災害危険区域内建築物防災改修等事業<br>(住宅・建築物安全ストック形成事業) | 災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域に存する既存不適格構造物について、建築制限に適合させる改修費等の一部を補助する地方公共団体に支援を行う。 | 地方公共団体 | 社会資本整備総合交付金交付要綱P358<br>(※最新版はHPにリンクなし) | 建政部都市・住宅整備課<br>住宅調整係 |

8

# 流域治水対策等の主な支援事業　２／４

国土交通省

**流域治水対策等の主な支援事業**

令和3年7月1日時点

| | 内容 | 支援策 | 交付金等 | 交付対象事業 | 支援先 | 詳細(HP) | 問合せ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地利用・住まい方の工夫（2／3） | 二線堤、浸水防止施設等 | 交付金 | 総合治水対策特定河川事業<br>（都市水防災対策事業） | 人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業 | 地方公共団体（都道府県、市町村） | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P48参照 | 河川部地域河川課 |
| | 二線堤保全 | 税制特例 | 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置 | 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免 | | https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf<br>※P30参照 | 河川部地域河川課 |
| | 災害ハザードエリアからの移転 | 補助金 | 都市構造再編集中支援事業 | 病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等 | 地方公共団体（市町村）、民間事業者等 | https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>企画調査係 |
| | | 補助金 | 防災集団移転促進事業 | 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等 | 地方公共団体<br>（市町村） | https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>街路係 |
| | | 補助金 | 集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業 | 立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業 | 地方公共団体 | https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html | 建政部都市・住宅整備課<br>企画調査係 |
| | | 交付金 | がけ地近接等危険住宅移転事業 | がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格建築物等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に支援を行う。 | 地方公共団体 | 社会資本整備総合交付金交付要綱P358<br>（※最新版はHPにリンクなし） | 建政部都市・住宅整備課<br>住宅調整係 |
| | | 交付金 | 小規模住宅地区改良事業 | 不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業等に対し支援を行う。<br>※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当 | 地方公共団体 | 小規模住宅地区等改良事業制度要綱<br>（※最新版はHPにリンクなし） | 建政部都市・住宅整備課<br>住宅ストック活用係 |
| | 立地適正化計画の作成 | 補助金 | 集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業<br>（再掲） | 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画 | 地方公共団体等 | https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html | 建政部都市・住宅整備課<br>企画調査係 |

# 流域治水対策等の主な支援事業　３／４

国土交通省

**流域治水対策等の主な支援事業**

令和3年7月1日時点

| | 内容 | 支援策 | 交付金等 | 交付対象事業 | 支援先 | 詳細(HP) | 問合せ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地利用・住まい方の工夫（3／3） | 避難通路等の整備 | 交付金 | 市街地再開発事業等 | 市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備<br>避難路の整備 | 地方公共団体等 | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>市街地係 |
| | 緊急避難場所・避難路等の整備 | 交付金 | 都市防災総合推進事業 | 避難地・避難路等の公共施設整備や住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取り組みを支援 | 地方公共団体 | https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html | 建政部都市・住宅整備課<br>街路係 |
| 内水対策 | 下水道施設（雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等）の整備、耐震化、耐水化 | 交付金 | 通常の下水道事業 | 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P67参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 交付金 | 下水道浸水被害軽減総合事業（再掲） | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P71参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 交付金 | 都市水害対策共同事業 | 下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P77参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 交付金 | 新世代下水道支援事業（再掲） | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P84参照 | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 補助金 | 特定地域都市浸水被害対策事業<br>（下水道防災事業費補助） | 「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。 | 地方公共団体（都道府県、市町村等）、民間事業者等 | https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 補助金 | 下水道床上浸水対策事業<br>（下水道防災事業費補助） | 大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | | |
| | | 補助金 | 事業間連携下水道事業<br>（下水道防災事業費補助） | 河川事業と連携して実施する下水道施設の整備 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | | 補助金 | 大規模雨水処理施設整備事業<br>（下水道防災事業費補助） | 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備 | 地方公共団体（都道府県、市町村等） | | 建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | 避難路の確保・アンダーパス等避難路浸水対策 | 交付金 | 都市防災総合推進事業（再掲） | 指定避難路の整備、嵩上げ、ポンプ設置等による排水対策（避難路確保）について支援可能 | 地方公共団体 | https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html | 建政部都市・住宅整備課<br>街路係 |

# 流域治水対策等の主な支援事業　４／４

国土交通省

**流域治水対策等の主な支援事業**

令和3年7月1日時点

| | 内容 | 支援策 | 交付金等 | 交付対象事業 | 支援先 | 詳細(HP) | 問合せ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他 | ハザードマップ作成 | 交付金 | 効果促進事業 | 基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。 | 地方公共団体<br>(市町村) | https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf<br>※交付対象事業の要件P462参照 | 河川部地域河川課 |
| | | 交付金 | 都市防災総合推進事業(再掲) | 住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における「地区レベル」の防災性の向上を図る取り組みを支援 | 地方公共団体 | https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html | 建政部都市・住宅整備課<br>街路係 |
| | 100mm/h安心プラン | ー | 本プランを策定することにより、<br>・交付金重点配分対象<br>・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 | ＜策定主体＞<br>市町村および河川管理者、下水道管理者等 | ＜策定主体＞<br>市町村および河川管理者、下水道管理者等 | https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/ | 河川部地域河川課<br>建政部都市・住宅整備課<br>下水道係 |
| | 水害時の避難者への対応<br>(地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等) | 補助金 | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業<br>・一時避難場所整備緊急促進事業 | 避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援 | 地方公共団体<br>民間事業者 | 制度要綱<br>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001402797.pdf<br>交付要綱<br>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001402798.pdf | 建政部都市・住宅整備課<br>市街地係 |
| | 土砂災害関係 | 交付金 | 住宅・建築物安全ストック形成事業<br>(土砂災害関係) | 土砂災害特別警戒区域内の既存構造物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援。 | 地方公共団体 | 社会資本整備総合交付金交付要綱P350<br>(※最新版はHPにリンクなし) | 建政部都市・住宅整備課<br>住宅調整係 |

# コンパクトシティ形成支援事業

令和3年度予算額
500，000千円（1．00倍）

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。（計画変更や防災指針作成にも支援できる）

## 計画を作りたい

### ■計画策定の支援

1【計画策定の支援】

| 補助対象者 | |
|---|---|
| ①立地適正化計画※ | 地方公共団体 |
| ②PRE活用計画 | 市町村都市再生協議会 |
| ③広域的な立地適正化の方針 | PRE活用協議会 |
| ④低炭素まちづくり計画 | 鉄道沿線まちづくり協議会 |

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、550万円まで全額補助

2【コーディネート支援】
計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

## 移転を促進したい

### ■誘導施設等への支援

3【誘導施設等の移転促進支援】
誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
- 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

4【建築物跡地等の適正管理支援】
立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

### ■居住機能への支援

5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】※上限500万円／年
防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

### コンパクトシティ形成支援事業の概要




### ■補助率

【1について】
補助対象者：地方公共団体等
補 助 率 ：1/2
ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

【2～4について】
補助対象者：地方公共団体と民間事業者等
補 助 率 ：1/2
ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

【5について】
補助対象者：地方公共団体と民間事業者等
補 助 率 ：1/2 かつ
1地方公共団体につき年間500万円

コンパクトシティ形成支援事業（https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html）12

# ○都市構造再編集中支援事業の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1／2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

## 対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

＜民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。




※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

## 施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

13

# 都市防災総合推進事業

社総交（防安交含む）

国土交通省

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

## ○ 都市防災総合推進事業の概要　※赤字下線部はR3拡充事項

事業主体：　市町村、都道府県 等

| 事業メニュー | 主な交付対象施設等 | 国費率 |
|---|---|---|
| ①災害危険度判定調査 | ・各種災害に対する危険度判定調査 | 1／3 |
| ②住民等のまちづくり活動支援 | ・住民等に対する啓発活動<br>・まちづくり協議会活動助成 | 1／3 |
| ③地区公共施設等整備 | ・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））<br>・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策等）） | 用地：1／3<br>工事：1／2 ※1 |
| ④都市防災不燃化促進 | ・耐火建築物等の建築への助成 | 調査 1／3<br>工事 1／2 |
| ⑤木造老朽建築物除却事業 | ・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成 | 1／3 |
| ⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業 | ・復興まちづくり計画策定<br>・地区公共施設<br>・地区緊急避難施設 | 1／2 |
| ※激甚災害被災地 | ・高質空間形成施設<br>・復興まちづくり支援施設 | 1／3 |

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率２／３

## ○ 地区要件

| | |
|---|---|
| 施行地区 | <事業メニュー①～③><br>災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区<br><事業メニュー④><br>大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市<br><事業メニュー⑤><br>重点密集市街地<br><事業メニュー⑥><br>激甚災害による被災地 |

※２：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域


津波避難タワー


避難センター


備蓄倉庫


避難場所に向かう避難路


避難地となる公園


沿道建築物の不燃化

# 都市防災総合推進事業の拡充《令和3年度予算案》

国土交通省

## 背景・目的

○ 令和元年度東日本台風や令和２年度７月豪雨等の被災地域において、避難場所の不足により各避難場所に避難者が集中しており、被災時の避難場所等において、新型コロナウィルス等の感染症が蔓延する可能性が増加する、一方、既存の施設や設備による３密対策だけでは、容量的にも施策的にも不十分な場合も。

○ そこで、**安全・安心な避難に必要な避難場所の整備を推進するため、避難場所に必要な最低限の機能だけではく、感染症対策に資する整備も支援対象**とする。

## 拡充内容

| 現行 | 拡充案 |
|---|---|
| **地区緊急避難施設の機能強化の対象拡大** | |
| 地区避難施設整備<br>○・避難場所として活用が求められる各種施設を積極的に活用【避難場所として必要な機能の整備】 | **避難場所に対する感染症対策に資する機能強化等を支援対象化**<br>仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化を支援<br>※扇風機や持ち運び可能な間仕切り等の備品の購入は対象外 |


既存施設への仕切り壁の設置


大規模換気設備の導入

◇**事業主体**　地方公共団体　　◇**国費率**：1/2、1/3等

◇**事業メニュー**
- ①災害危険度判定調査
- ②住民等のまちづくり活動支援
- ③地区公共施設等整備
  - ・地区公共施設（避難路、避難地等）
  - ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー等）
- ④都市防災不燃化促進
- ⑤木造老朽建築物除却事業
- ⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業

◇**施行地区要件**

＜事業メニュー①～④＞
- ・災害の危険性が高い区域を含む市街地（①～③）
- ・大規模地震発生の可能性の高い地域
- ・重点密集市街地を含む市（②～④）
- ・DID地区
- ・三大都市圏の既成市街地（④のみ）
- ・指定市（④のみ）
- ・道府県庁所在の市（④のみ）

＜事業メニュー⑤＞
- ・重点密集市街地

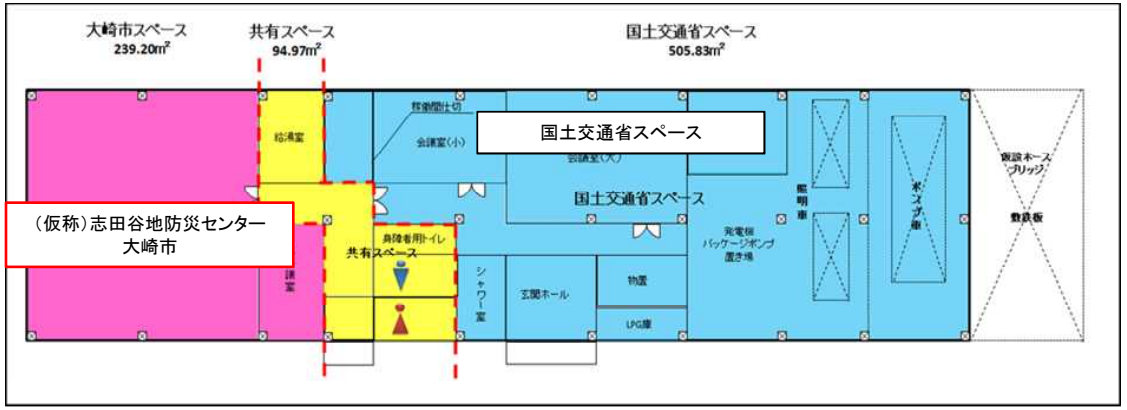
＜事業メニュー⑥＞
- ・激甚災害による被災地

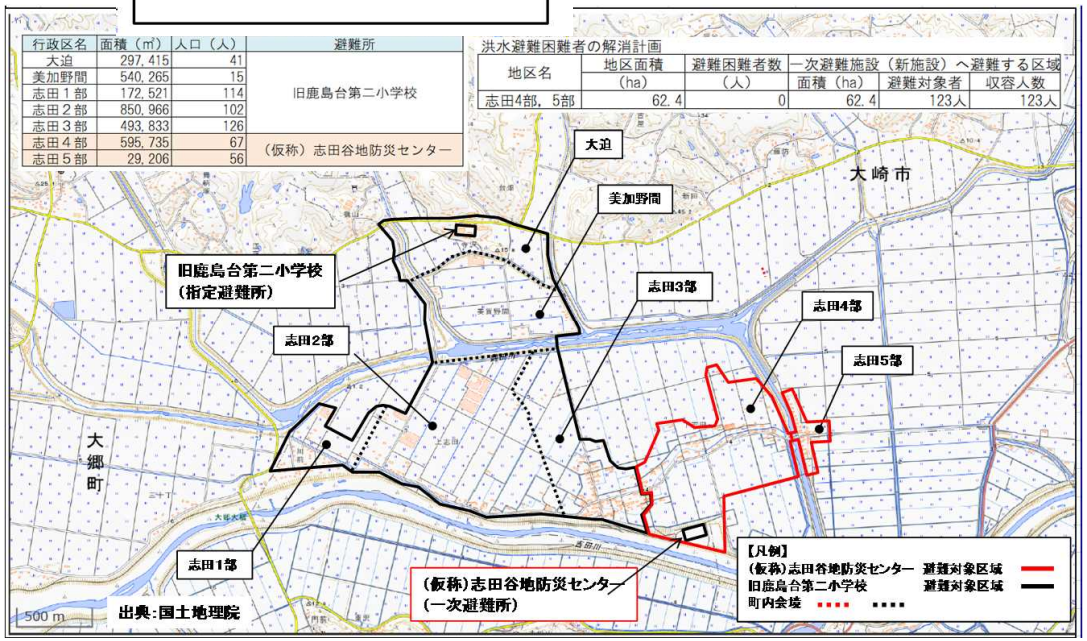
# （仮称）志田谷地防災センター（宮城県大崎市）

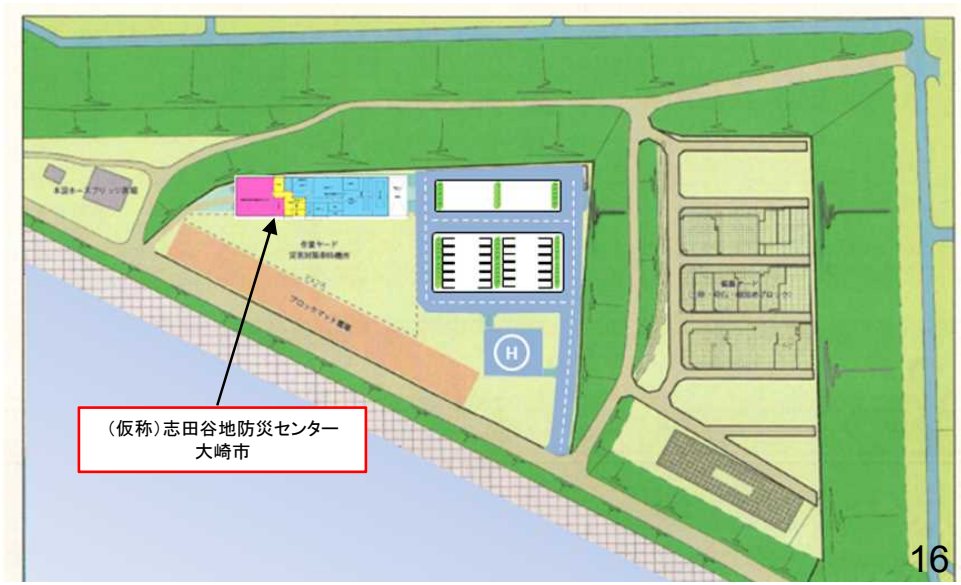
国土交通省

○ 大崎市では、国土交通省が整備する防災拠点に地域の一時避難所（（仮称）志田谷地防災センター）を併設。
○ 令和３年度より都市防災総合推進事業を活用し整備する（令和５年度完了見込み）。




※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# 福祉避難所・防災拠点施設整備（山形県舟形町）

国土交通省

## ○水防拠点の拡張・増設（防災拠点の整備）（都市防災総合推進事業の活用事例）

○防災対応の拠点となる町役場が浸水し災害対策本部の機能が低下。
○防災拠点施設及び福祉避難所整備により、災害時における防災体制の構築及び避難体制の確保が図られる。

### 位置図




### 事業概要




舟形町福祉避難所整備



福祉避難所イメージ図

舟形町防災拠点施設整備



防災拠点施設イメージ図



介護老人保健施設　舟形徳洲苑　浸水状況（平成30年8月6日）

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

出典：最上川水系流域治水プロジェクト

# 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）はこんなことにも使えます

国土交通省

都市防災総合推進事業は、以下の内容について支援可能です。

**【ソフト対策】**

**○ 災害危険性の把握、ハザードマップなど**

【災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援（１／３補助）】

・中小河川や内水氾濫等の浸水シミュレーション、浸水想定の作成
・地域のハザードマップの作成、地区防災計画の作成
・事前復興シミュレーションや住民ワークショップの開催、事前復興計画の作成
・指定緊急避難場所や避難経路（民間施設含む）の災害安全性の調査
例：津波の耐浪性診断、崖崩れ・土石流に対する構造安全調査（耐震診断は不可）、避難路沿いの崖等の安全調査など（工事を行う場合は、地区公共施設等整備の設計費として対応することも可（１／２補助））




住民組織による防災マップの作成



まち歩きによる避難や
危険箇所の啓発活動



防災ワークショップの開催

# 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）はこんなことにも使えます

国土交通省

## 【ハード対策】

### ○ 地域の避難性や防災性向上のための避難路・避難地・空地の整備・改良

【地区公共施設整備（工事１／２、用地１／３補助）】

・避難路、避難地の整備

・避難路の安全性確保のための対策

例：アンダーパス等における排水ポンプ、排水路、避難路沿いの崖やブロック塀の崩落防止対策、火災により避難路の通行に支障が及ぼすおそれのある箇所における自主防災組織が活用する消火施設など

・避難地、防災公園の防災対策

例：マンホールトイレ、非常用照明設備、飲料水確保のための耐震性貯水槽、浸水対策（排水路、ポンプ、地盤嵩上げ等）など

※耐震性貯水槽については、消防署や消防団が利用する消火目的の場合は支援対象外だが、災害時に避難者の飲用水・生活用水の確保のための施設は支援対象。

・災害危険性の高い場所におけるバッファーゾーン（防災空地）の確保

例：密集市街地や文化財周辺における火除け地の整備、土砂災害の危険性の高い箇所における防



避難地



マンホールトイレ



かまどベンチ



避難路整備（道路の拡幅）

# 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）はこんなことにも使えます

国土交通省

## ○ 地域の指定緊急避難場所の整備・機能向上

【地区緊急避難施設（工事１／２、用地１／３補助）】

・津波や洪水避難タワー、専ら避難のために必要な建物整備（指定緊急避難場所として指定することが必要。民間施設も可）

・既存の指定緊急避難場所（民間施設含む）の機能強化

例：避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等）、建物や周辺敷地の浸水・土砂対策（津波や土砂に対する構造改修、防水板・壁の設置、周辺の崖対策、避難場所の高床化等）、避難性向上のための施設改修（外付け階段や屋上への手すりの設置、自動解錠装置の設置等）、感染症対策に資する機能（仕切り壁、大規模換気設備等）など

※備蓄倉庫については、消防署や消防団の消防器具を保管する場合は支援対象外だが、自主防災　組織等の住民団体が災害時に使用する消防・防災資機材を保管する場合は支援対象。

※設備については、原則、非常用電源が設置されている等の非常時でも使用できる環境であること。

※感染症対策について、扇風機や持ち運び可能な間仕切り等の備品の購入は対象外。



津波避難タワーの整備



避難センターの整備



避難場所の機能追加
（備蓄倉庫等）



既存施設（市営住宅）への
避難階段設置

# 宅地耐震化推進事業の概要

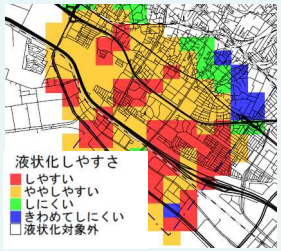
国土交通省

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

## ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

**事業主体**　地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
**交付率**　1／3、1／2（2022年度まで）
**交付対象**　・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
・宅地擁壁等の危険度調査　・宅地擁壁等の応急対策工事



液状化しやすさマップ（千葉県）

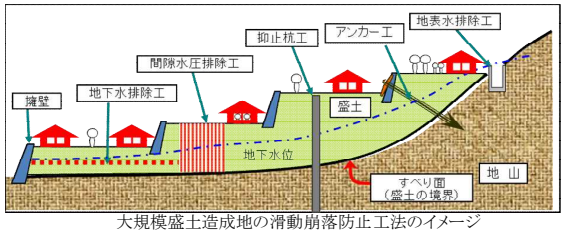

擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

## ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等により大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



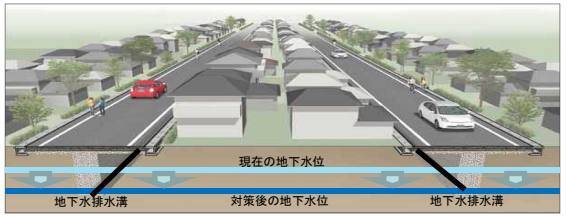
大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

**事業要件**
①宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
②下記のいずれかに該当すること
・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
③滑動崩落により、道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

**事業主体**　地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
**交 付 率**　1／4、1／3、1／2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
**交付対象**　大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

## ○ 宅地液状化防止事業

宅地と公共施設の一体的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ（地下水位低下工法）

**事業要件**
①当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
②変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
③宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

**事業主体**　地方公共団体
**交 付 率**　1／4、1／2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
**交付対象**　宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

●大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業　共通
上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2
①立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合　②滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合　③震度5弱相当で滑動崩落する場合

# 宅地耐震化推進事業（宅地嵩上げ安全確保事業）

国土交通省

大規模な土砂災害による被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業。

○事業主体：地方公共団体

○国 費 率 ：１／２

○交付対象

宅地嵩上げ安全確保工事に必要な地盤等調査及び設計費、

工事費（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）

要 件

一. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37 年法律第150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区

二. 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区

三. 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が５戸以上であるもの

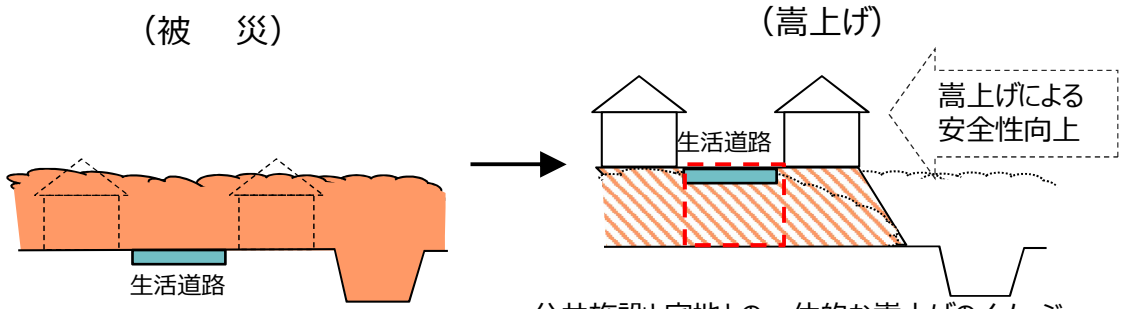
四. 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの

五. 宅地造成等規制法施行令第二章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

【被災状況】




【嵩上げによる地域の安全性確保】




公共施設と宅地との一体的な嵩上げのイメージ

# 宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策:R3年度追加)概要

国土交通省

**大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。**

## 要件（以下のすべてを満たすこと）

〈被災地、災害リスク〉

○激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。

○建築基準法第３９条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

○宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

〈復興計画への位置付け等〉

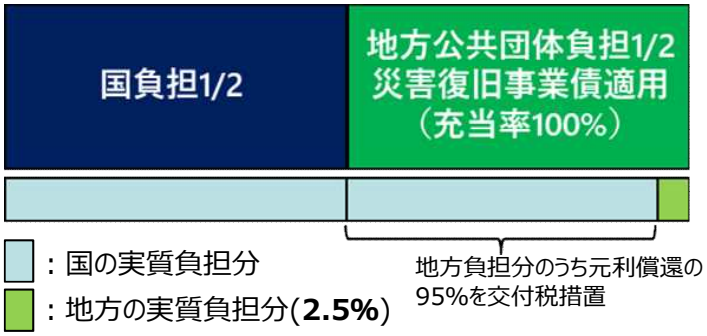
○地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が５戸以上ある地区　　等

## 補助対象となる主な経費（補助率1/2）

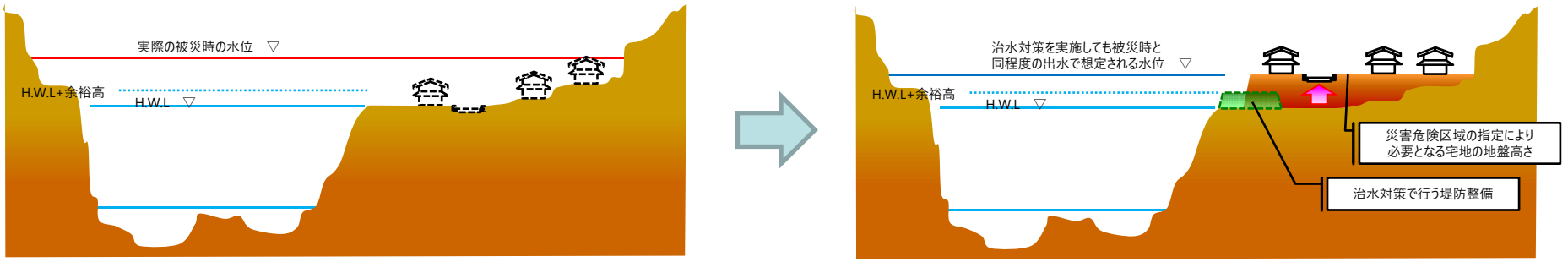
○調査測量及び設計に要する費用

○宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

## 補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担




**【嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）】**



# 令和元年10月12,13日（台風19号） 吉田川で破堤

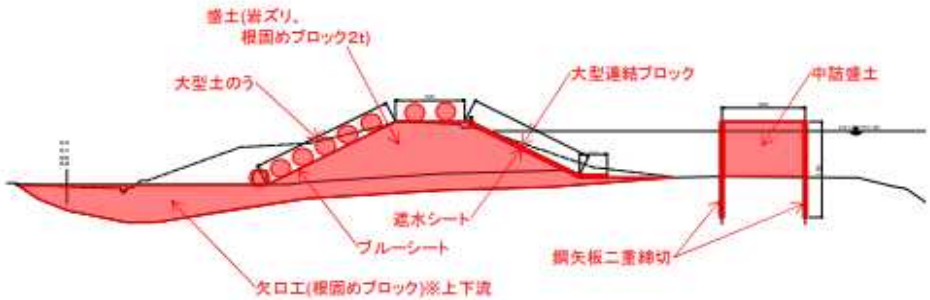
国土交通省

出典：北上川下流河川事務所資料

【破堤位置図】




【緊急復旧工法】





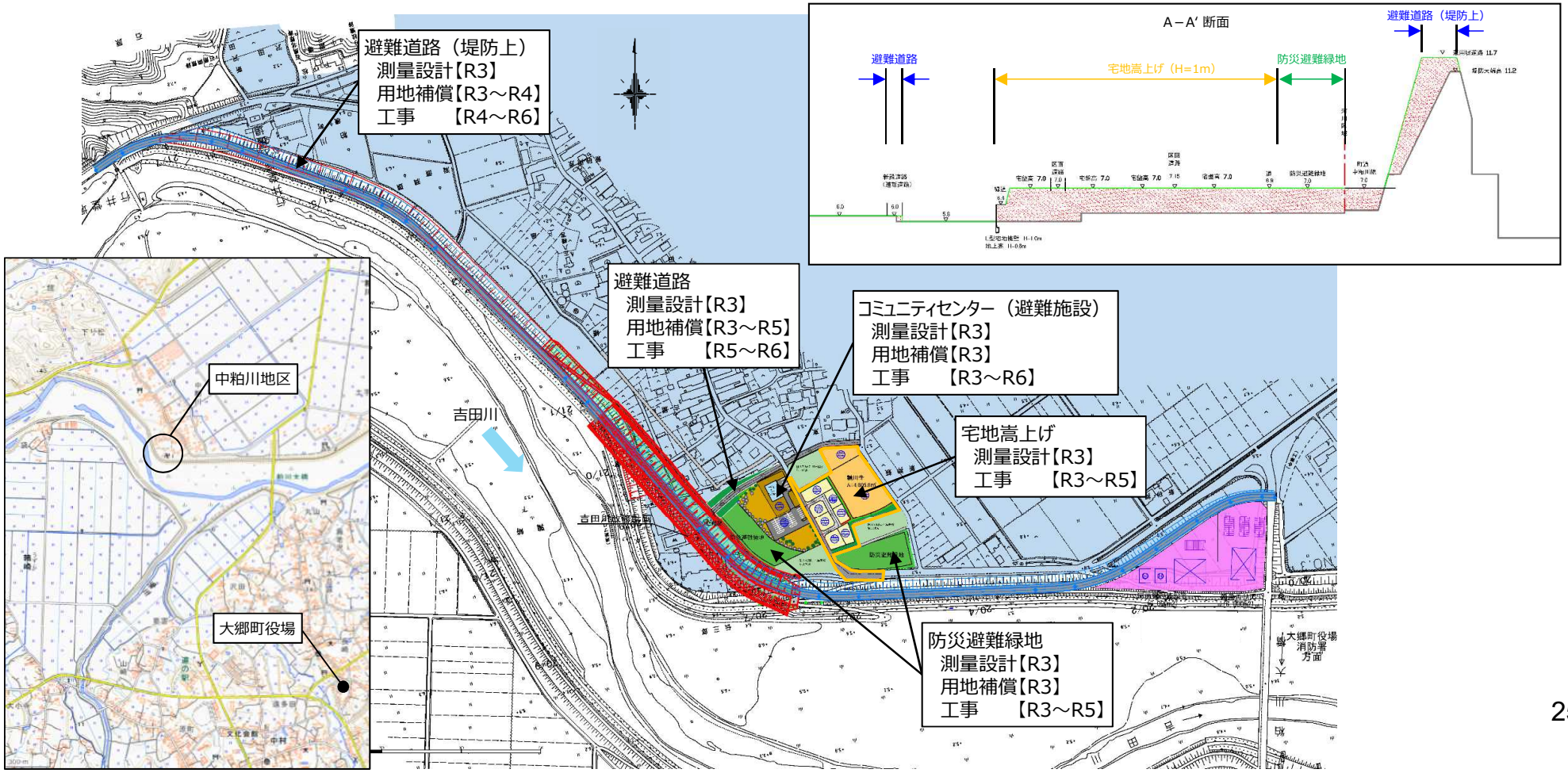


【吉田川左岸20.9k 破堤箇所】

# 令和3年度　大郷町の防災拠点及び宅地嵩上げについて

国土交通省

○　令和元年度台風19号において浸水被害を受けた中粕川地区において、河川管理者による決壊箇所の堤防改修が実施されるが、より安全度の高い地域とするため、防災拠点の整備や宅地の嵩上げを実施する。
○　都市防災総合推進事業については、令和3年度よりコミュニティセンター（避難施設）、避難道路、防災避難緑地に関する測量設計を実施し、準備が整った箇所から用地補償を行う。（令和6年度完了見込）
○　宅地嵩上げ安全確保事業については、令和3年度より宅地嵩上げに関する測量設計を実施し、工事に着手する。（令和5年度完了見込）



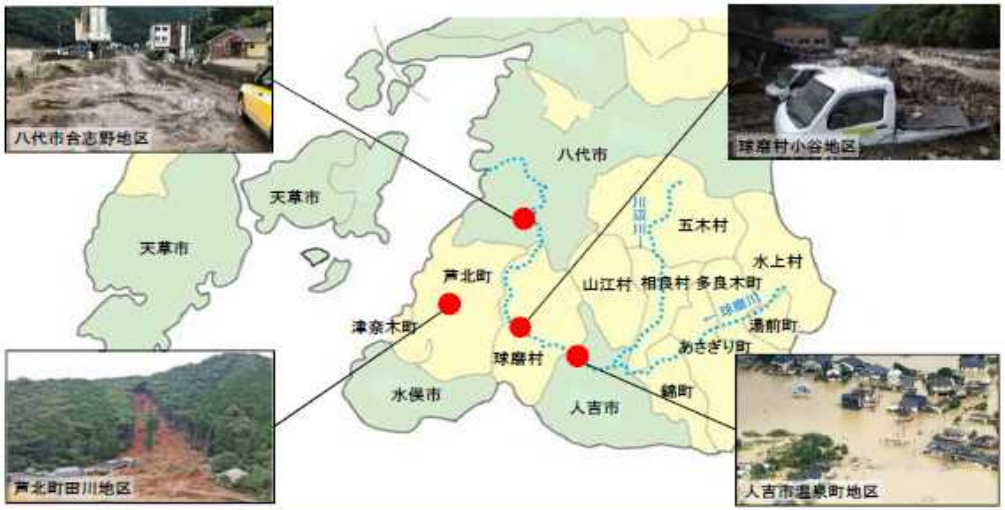
# 堆積土砂排除事業の活用事例（令和2年7月豪雨）

国土交通省

○令和２年７月豪雨により、九州地方を中心に河川氾濫や土砂崩落等が発生し、宅地内やまちなかに土砂や廃棄物が大量に堆積
○生活圏内からの土砂等の撤去は生活再建の第一歩であり、これを迅速に進めるため国土交通省と環境省が連携した一括撤去スキームの活用など技術的助言等を実施し被災自治体を支援

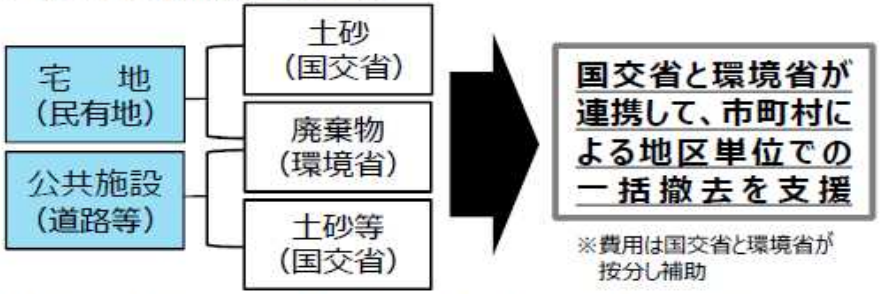
## 主な被害状況(熊本県)

○被害が甚大であった熊本県では、多くの市町村で、大量の土砂等が堆積




## 被災自治体への支援

○土砂、廃棄物撤去の連携




○被災自治体への本省職員派遣による技術的支援

土砂の堆積状況の把握及び被災自治体に対し事業活用に向けた技術的助言等を実施


令和2年7月 熊本県八代市役所

## 事業活用事例

○９市町村で堆積土砂排除事業を活用（R2.12.1現在）

| 県　名 | 市　町　村　名 |
|---|---|
| 岐阜県 | 下呂市 |
| 福岡県 | 大牟田市 |
| 佐賀県 | 嬉野市 |
| 熊本県 | 八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、球磨村 |

※下線の6市町は、環境省と連携を実施

○事業実施状況（熊本県八代市坂本町地区）



# 堆積土砂排除事業の近年の実績

国土交通省

| 発生年 | 被災原因 | 被災地 | 箇所数 | 査定決定額 |
|---|---|---|---|---|
| H24 | 九州北部豪雨 | 熊本県阿蘇市　等 | 10 | 3億3千万円 |
| H25 | 豪雨　等 | 岩手県盛岡市　等 | 4 | 3億2千万円 |
| H26 | 豪雨 | 兵庫県丹羽市　等 | 3 | 1億2千万円 |
| H28 | 台風10号 | 岩手県岩泉町　等 | 4 | 1億1千万円 |
| H29 | 九州北部豪雨　等 | 福岡県朝倉市　等 | 2 | 28億5千万円 |
| H30 | H30年7月豪雨、<br>北海道胆振東部地震 | 広島県広島市　等 | 18 | 98億7千万円 |
| R1 | 令和元年東日本台風<br>（台風19号）　等 | 栃木県佐野市　等 | 16 | 68億2千万円 |
| R2 | 令和2年7月豪雨 | 熊本県人吉市　等 | 10 | 74億1千万円 |

# 令和元年東日本台風（台風１９号）における堆積土砂排除事業実施状況

国土交通省

○台風第19号に伴う出水等により東北管内の各地で多量の土砂が堆積。
○都市局所管の「堆積土砂排除事業」の活用に向け令和2年1月20～22日に災害査定を実施
○令和2年度内の撤去完了

## 丸森町における災害査定実施状況（令和2年1月20日）







## 土砂堆積・撤去状況




久慈市



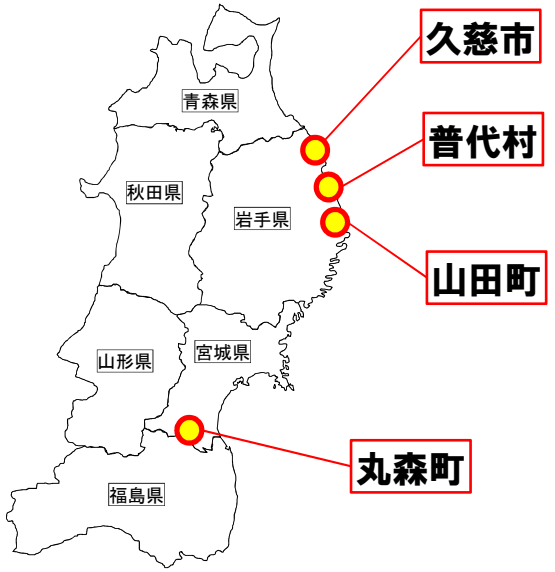




普代村




## 【東北管内における堆積土砂排除事業活用状況】




［令和2年1月末時点］

| 都道府県名 | 市町村名 | 撤去土砂量（$m^3$） |
|---|---|---|
| 岩手県 | 久慈市 | 1,810 |
| | 普代村 | 380 |
| | 山田町 | 1,200 |
| 宮城県 | 丸森町 | 108,690 |
| 合　　計 | | 112,080 |

# 防災集団移転促進事業の概要

※赤字下線部は法改正事項

国土交通省

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

## 【事業の概要】

**事業主体**

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

**移転元地（移転促進区域）**

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

**移転先（住宅団地）**

５戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については１０戸以上

## 【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率３/４）

① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）

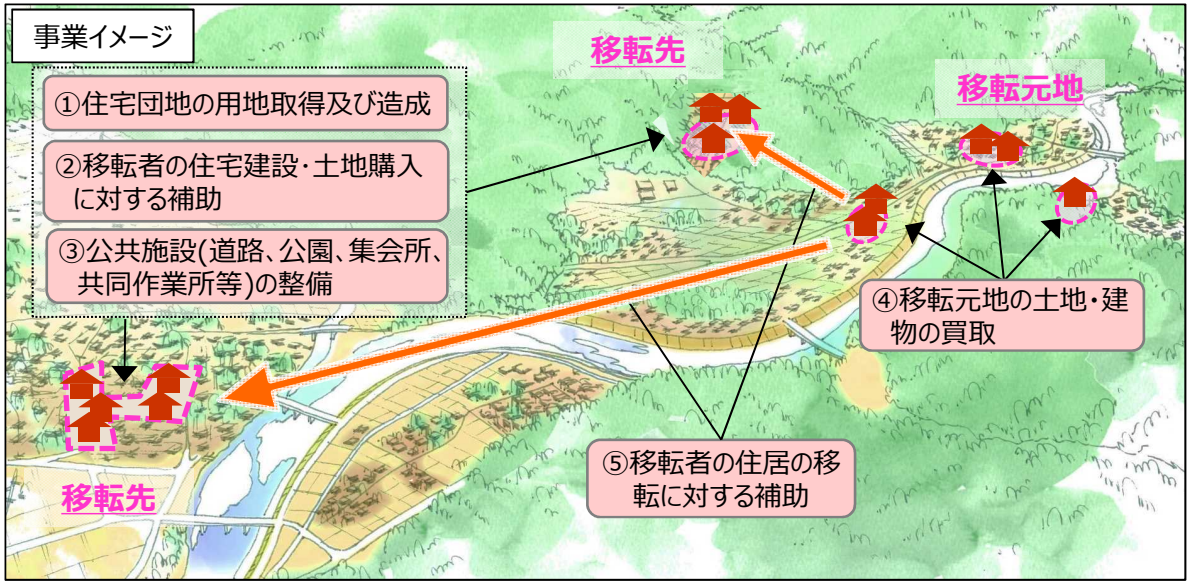
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）

③ 住宅団地に係る公共施設の整備

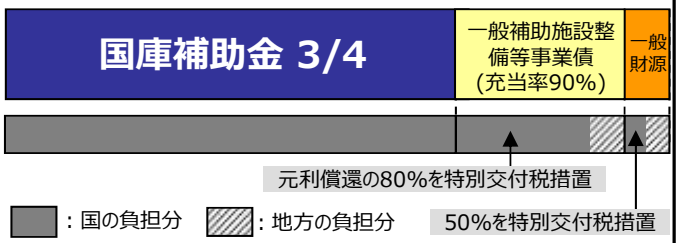
④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）

⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

⑥ 事業計画等の策定に必要な経費　（補助率１/２）




**補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担**




**地方財政措置**

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。

2）一般財源分についても50%を特別交付税措置。

※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

29

# 防災集団移転促進事業等

国土交通省

## 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律　改正概要

**【エリア要件の拡充】**

○ 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域（仮称）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加**する。

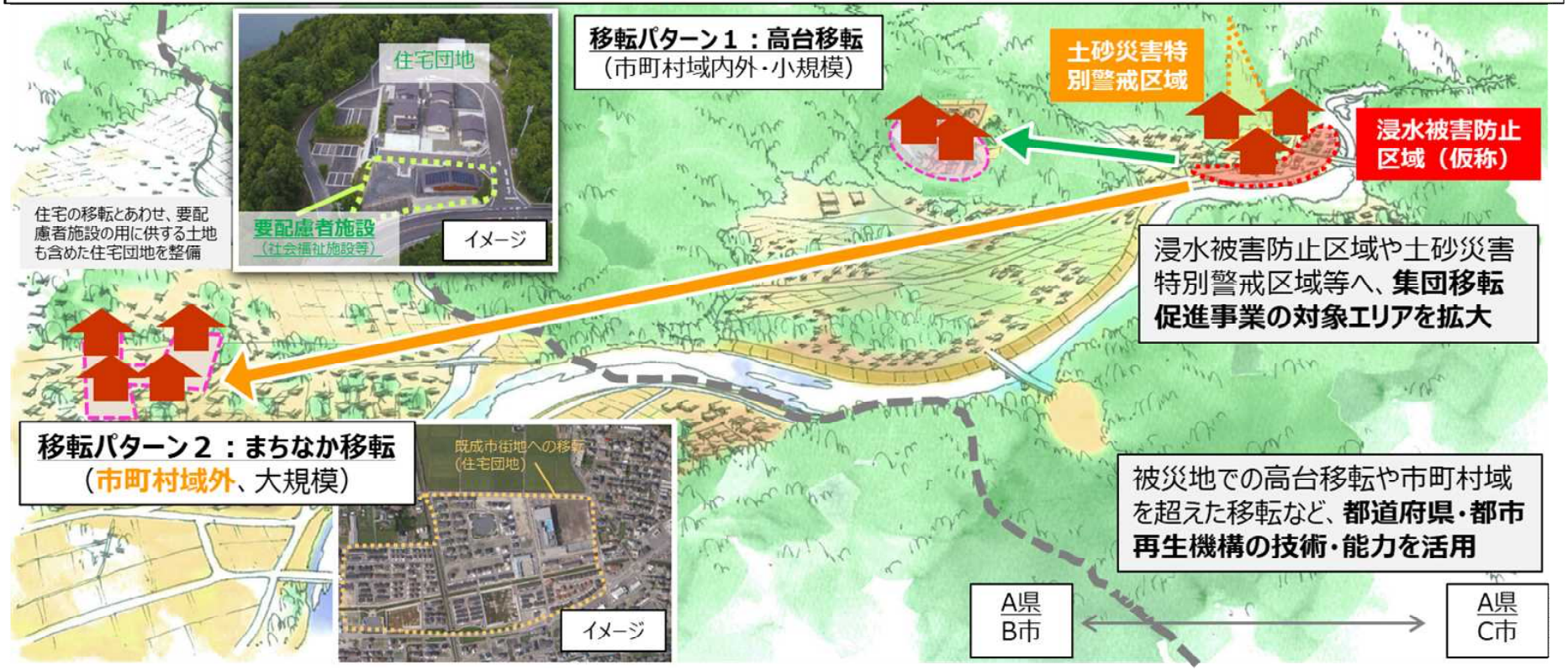
**【事業の担い手の拡充】**

○ 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加**する。

○ また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができる**こととする。

**【住宅団地の整備対象の拡充】**

○ 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加**する。



# 防災集団移転促進事業等

国土交通省

## 災害ハザードエリアからの移転促進のための税制特例の創設

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

### 施策の背景

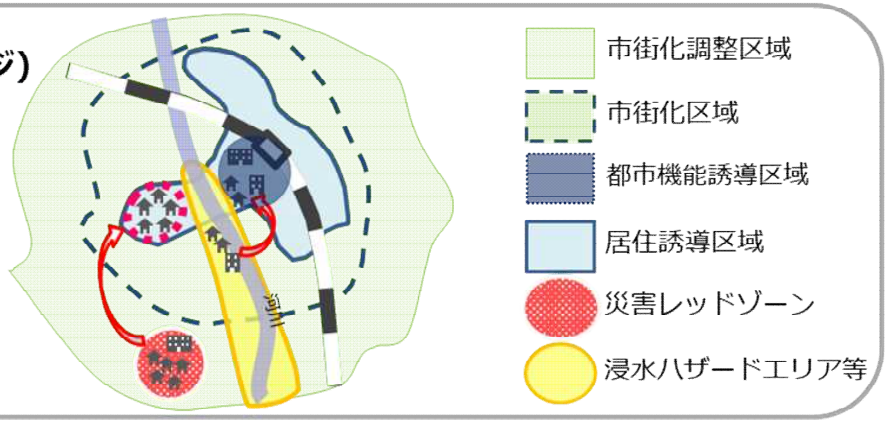
・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

### 要望の結果

災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した計画に基づく施設又は住宅の移転について、税制上の特例措置を講じる。

**災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)**

災害レッドゾーン又は浸水ハザードエリア等から、立地適正化計画の都市機能誘導区域内（施設）、居住誘導区域内（住宅）のより安全な区域へ移転。










**特例措置の内容**

【登録免許税】本則の1/2軽減
＊所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
【不動産取得税】課税標準から1/5控除

**結　果**

上記について特例措置（令和３年４月１日～令和５年３月31日）を創設する。

出典①：「平成30年7月豪雨における被害等の概要」平成30年9月28日大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会、「平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の報告」厚生労働省DMAT事務局
出典②：「令和元年台風第19号等に係る被害状況について」令和2年1月27日第16回社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会

# 都市再生区画整理事業（予算制度の拡充）

国土交通省

○　激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

## 拡充①

### 拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

①防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
②高規格堤防の整備と連携して実施する事業

**国費率の嵩上げ**

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に嵩上げ（一般地区：1/3）

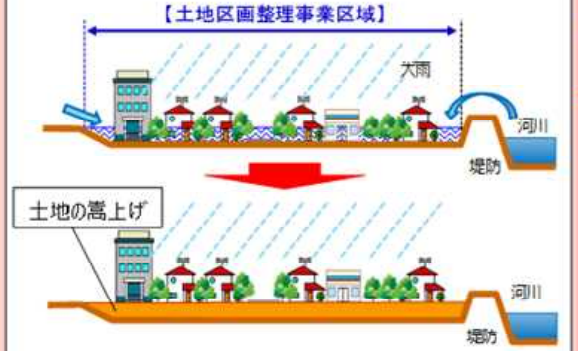
**支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）**

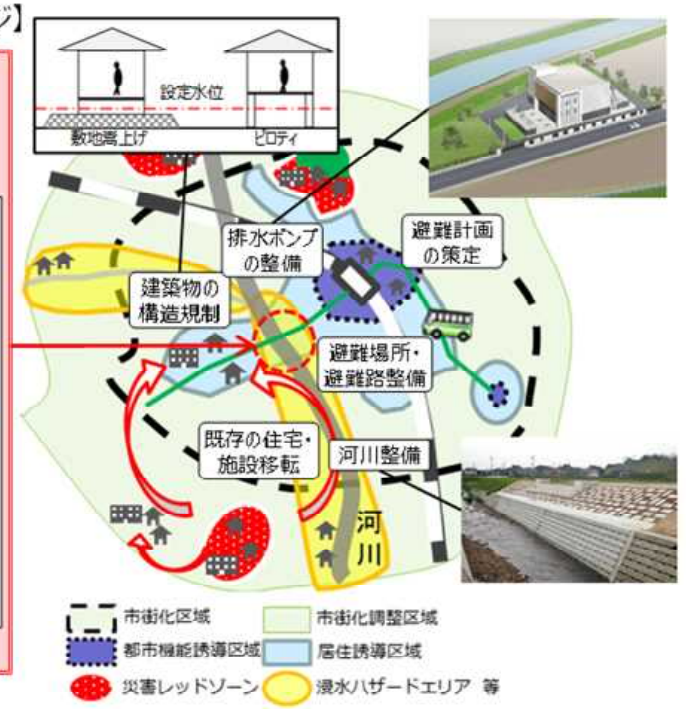
①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当用地の取得等への支援**（緊急防災空地整備事業）の対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能）

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

**土地区画整理事業**
○土地の嵩上げ
○雨水貯留施設の整備　等

【区画整理による土地の嵩上げ】




## 拡充②（R3都市計画法改正関連）

### 支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等**（※）について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**
（地区施設以外の調整池については1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

| 現行 | 拡充後 |
|---|---|
| 浸水対策施設の対象 | |
| ・調整池 | ・調整池<br>**・雨水貯留施設、避難施設等**（※）<br>（※）地区施設に位置付けられたものに限る |
| 補助限度額の対象 | |
| ・整備費×2/3 | ・調整池の整備費×1/3<br>**・地区施設の整備費全額** |

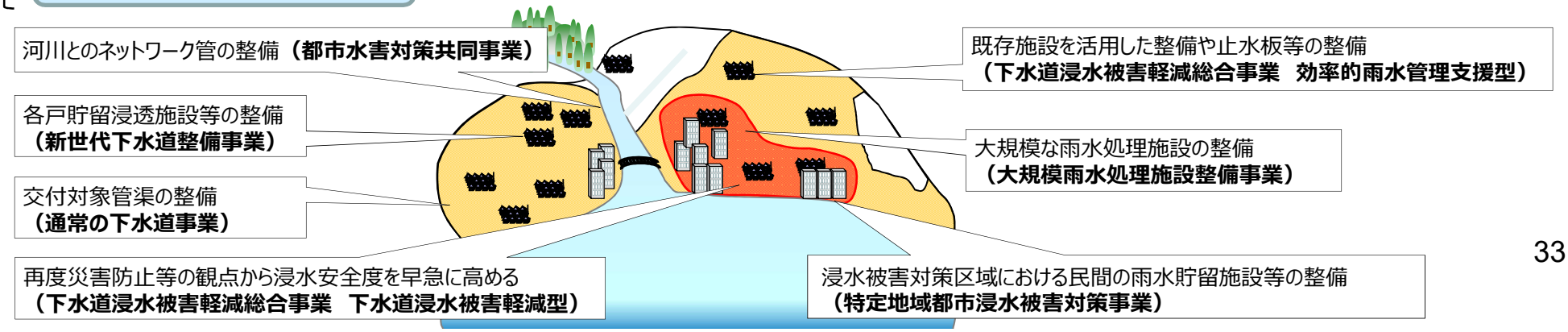
支援対象のイメージ



# 下水道による浸水対策に関する事業制度

国土交通省

| | 【事業目的】 | | 【事業メニュー】 | 【支援内容】 |
|---|---|---|---|---|
| 防安交 | 交付対象管のみを整備 | | 通常の下水道事業 | ・交付対象管渠となる雨水管等の整備を支援。 |
| | 再度災害防止等の観点から浸水安全度を早急に高める | | 下水道浸水被害軽減総合事業 | ・再度災害防止や事前防災・減災の観点から、浸水安全度を早急に高めるため、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を支援。（下水道浸水被害軽減型） |
| | 行政と住民等が連携して、既存施設を最大限活用した対策を実施 | | | ・既存施設を最大限活用した下水道整備や止水板の設置等を支援。（効率的雨水管理支援型） |
| | 下水道と河川のネットワーク化施設等を整備 | | 都市水害対策共同事業 | ・下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調整施設をネットワーク化するための施設等の整備を支援。 |
| | 民間の雨水貯留施設等の整備を推進 | 各戸貯留浸透等 | 新世代下水道支援事業 | ・個人・民間事業者等による雨水貯留浸透施設等の設置を支援（地方公共団体を通じた間接補助） |
| | | 大規模な雨水貯留施設等 | 特定地域都市浸水被害対策事業 | ・浸水被害対策区域（下水道法に基づき市町村等が条例で指定）や都市機能誘導区域において民間の雨水貯留施設等の整備を支援。 |
| 個別補助 | 都市機能集積地区の浸水安全度を早急に高める | | 下水道床上浸水対策事業 | ・都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、計画的に実施する大規模な浸水対策を支援。 |
| | 河川事業と連携し浸水安全度を早急に高める | | 事業間連携下水道事業 | ・内水による深刻な影響を回避するため、下水道整備と河川事業を一体的かつ計画的に実施する浸水対策を支援。 |
| | 大規模な雨水処理施設の設置・改築 | | 大規模雨水処理施設整備事業 | ・計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。 |



# 個別補助制度の拡充による整備の加速化

個別補助

国土交通省

○下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
○一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。
○これらの補助事業の活用を促進し、整備を加速化。

令和元年度より創設

**下水道床上浸水対策事業**

＜大規模な再度災害防止対策＞

○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

・概ね5年以内で完了する事業
・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上 等の要件

**事業間連携下水道事業**

＜河川事業と連携した内水対策＞

○内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

・概ね5年以内で完了する事業
・想定される浸水家屋が25戸以上 等の要件

令和2年度より創設

**大規模雨水処理施設整備事業**

＜大規模な雨水処理施設の設置・改築＞

○計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

・概ね10年以内で完了する事業
・総事業費が5億円以上　　を要件

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

# 下水道床上浸水対策事業

個別補助

国土交通省

※令和元年度創設

## 背景・課題

○平成30年7月豪雨では、全国の浸水戸数約2．9万戸のうち、内水被害が約1．9万戸を占め、多数の内水被害が発生するなど、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生

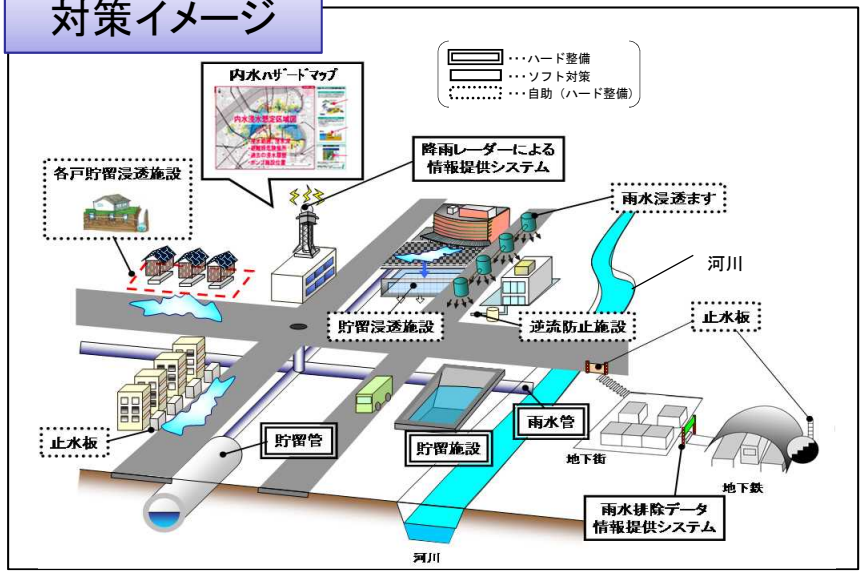
○特に、都市機能が集積しており、近年、浸水実績のある浸水リスクが高い重要な地区においては、計画的に実効性のある再度災害防止対策を講じることが必要

## 概要

○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備　など

## 対策イメージ




## 採択要件

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
  - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
  - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ハード・ソフト対策からなる総合的な計画を立案
- 概ね5年で床上浸水対策を計画的に実施

35

# 事業間連携下水道事業

個別補助

国土交通省

※令和元年度創設

## 背景・課題

〇近年、全国の都市において浸水被害が頻発しており、被害を受けた地区には、市役所、避難所、消防署、緊急輸送道路、地下街等の重要施設が存在し、浸水によって、それらの施設が機能不全を起こし、人命を脅かす事態や地域経済への甚大な影響が発生

〇内水被害対策の推進にあたっては、下水道と河川が一体的に進める必要があるが、各事業の優先度合が異なる場合、効果が十分に発揮できていない

〇激甚化する内水被害に対して、効果をより発現させる観点から、総合的な計画に基づき、一定期間内（概ね5年）に集中的に対策を講じることが効果的

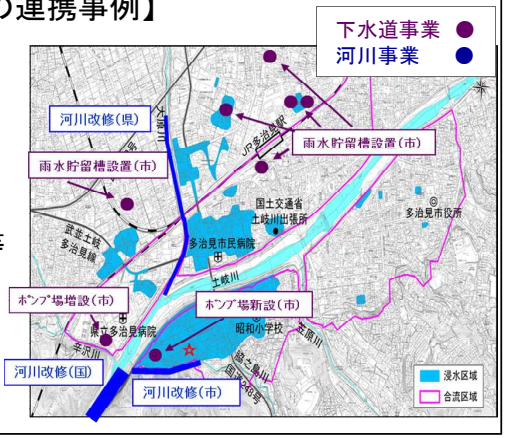
## 概要

〇内水での深刻な影響を回避するため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施
【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備　など

## 対策イメージ

【庄内川水系土岐川での連携事例】

（概要）
・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施
・総事業費：約57億円
・事業期間：H25年～29年




## 採択要件

- 浸水の恐れがある地域に、以下のいずれかを含む地域
  - 浸水想定区域内に、市役所、要配慮者利用施設等の重要施設
  - 近10年に家屋の浸水実績
- 総合的な計画を立案
- 概ね5年で実施

# 大規模雨水処理施設整備事業

個別補助

国土交通省

## 背景・課題

※令和2年度創設

○令和元年台風19号や、平成30年7月豪雨など、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生。

○特に、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

## 概要

○雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に実施する。

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備　など

## 対策イメージ



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

## 採択要件

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施する事業であり、以下のすべてに該当するもの

  ・事業期間が概ね10年以内

  ・総事業費が5億円以上

37

# 下水道浸水被害軽減総合事業 【下水道浸水被害軽減型】

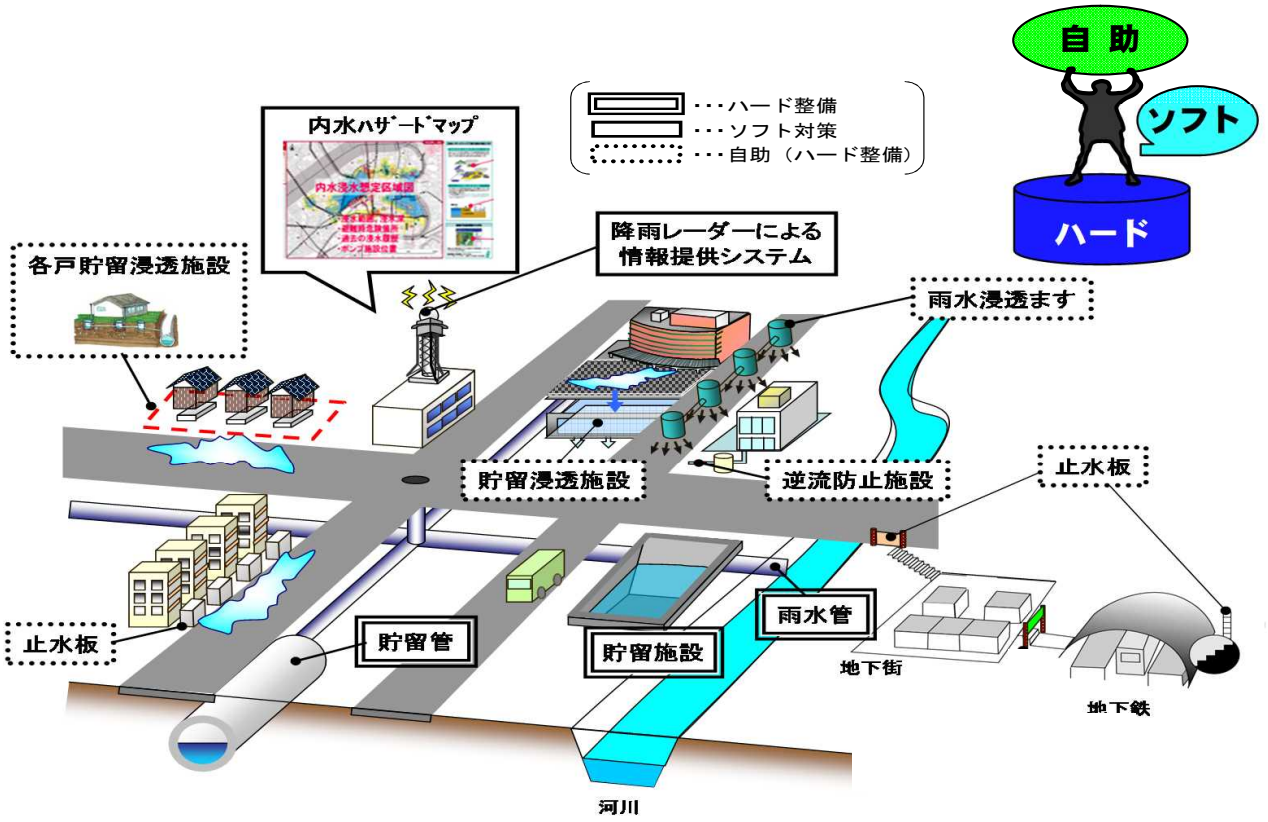
国土交通省

社総交（防安交含む）

○雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策）等が交付対象事業であり、これらを効果的に組み合わせて総合的な浸水対策を図り、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的。

○駅周辺地区など都市機能が集積した地区で一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、浸水シミュレーションの結果により一定規模以上の浸水被害が想定される地区、100mm/h安心プランに登録された地区等が交付対象の要件。

## 下水道浸水被害軽減型を活用した、下水道による総合的な浸水対策のイメージ




### 効果的なハード対策

**重点的かつ効率的な施設の整備と効果的な運用**

○ **貯留・浸透施設の積極的導入　等**

### ソフト対策の強化

**自助を支える情報収集・提供等の促進**

○ **内水ハザードマップの公表**

○ **リアルタイム情報提供の促進　等**

### 自助の促進

**自助の促進による被害の最小化**

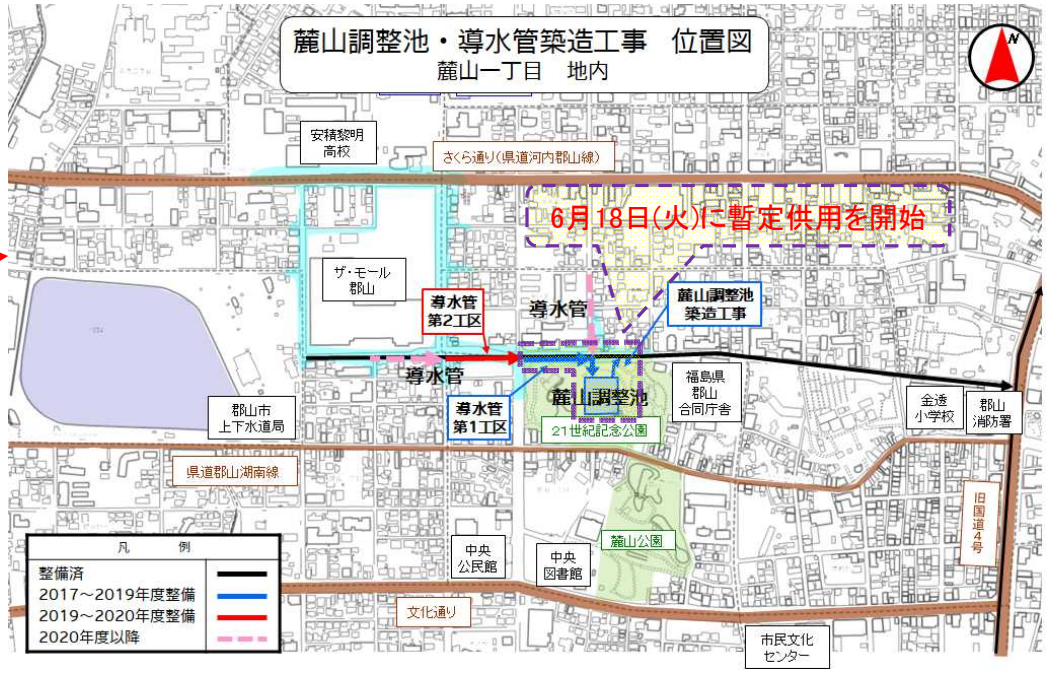
○ **浸水時の土のう、止水板設置**

○ **自主避難　等**

# 100mm/h安心プランに登録された事業の効果【福島県郡山市】

国土交通省








## 平成26年9月9日：「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」を登録

**行政**

- 国：阿武隈川（河道掘削、伐木）、南川（排水機場ポンプ増設）（257mm/2日）
- 県：逢瀬川（河道掘削、築堤・護岸）（58.1mm/h）、谷田川（河道掘削、伐木）（77mm/h）
- 市：南川（河道掘削）
  - 下水道
    - 下水道管整備（50mm/h）
    - 雨水ポンプ場整備（50mm/h）
    - 雨水貯留施設整備（58mm/h）
      - ・麓山調整池
      - ・赤木貯留管
      - ・図景貯留管
      - ・小原田貯留管
      - ・石塚貯留管
  - 総務部等（タイムライン、ハザードマップ等）

（　）はハード整備の計画降雨

**住民**　ソフト施策（止水板等）、ハザードマップ、雨水活用補助金の活用による雨水貯留

**企業**　ソフト施策（止水板等）、ハザードマップ、雨水活用補助金の活用による雨水貯留

令和元年5月15日(水)に麓山地区(水防郡山)で10分間雨量20mm(16時40分)、1時間雨量33mm(17時30分)を観測しました。




供用開始前

令和元年6月23日(日)に麓山地区(水防郡山)で10分間雨量18mm(16時10分)、1時間雨量33mm(17時00分)を観測しました。




供用開始後

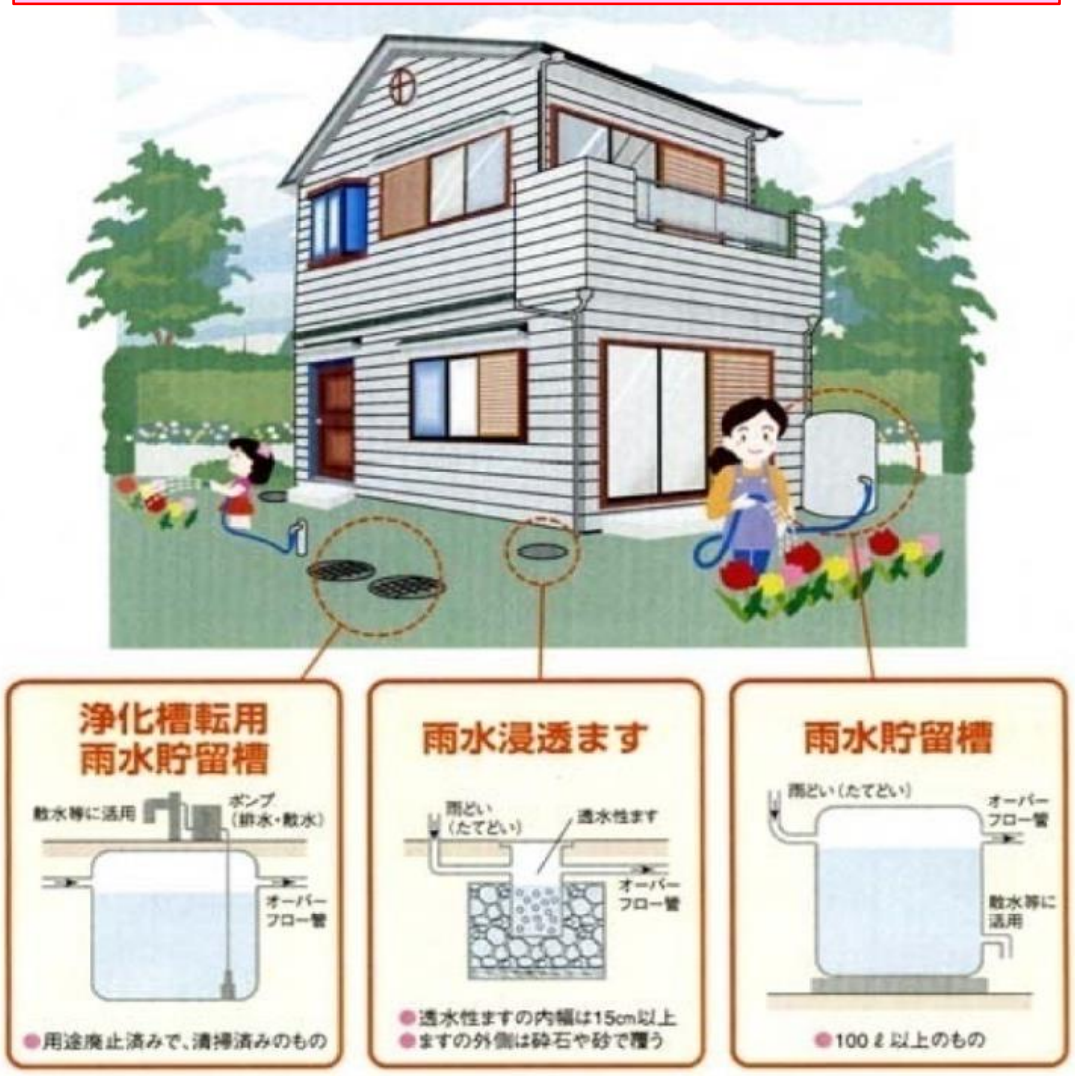
# 新世代下水道支援事業 【各戸貯留等による浸水対策】

国土交通省

社総交（防安交含む）

○個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が地方公共団体に対して支援を実施。

## 各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ



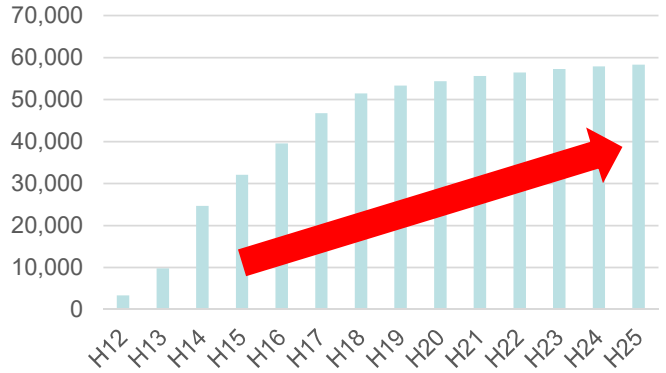

## 取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。
市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。





新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



# 内水ハザードマップの作成推進 【住民の自助促進のためのソフト対策】

国土交通省
社総交（防安交含む）

○社会資本整備重点計画(H24)では、対象となる**484市区町村**において、平成28年度末までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施することを目標。
○令和元年度末において、**361市区町村（約75%）**で内水ハザードマップを作成・公表し、**295市区町村（約61%）**で防災訓練等を実施。
○埼玉県では、県がリーダーシップを発揮し、勉強会を通じて内水ハザードマップの作成が進んでいる。
（平成27年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」レジリエント部門受賞）

## 勉強会の開催実績（埼玉県の例）

第1回：H24年9月
○内水ハザードマップ作成手法の説明および質疑応答　水コン協
○事例紹介
○浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に関する意見交換

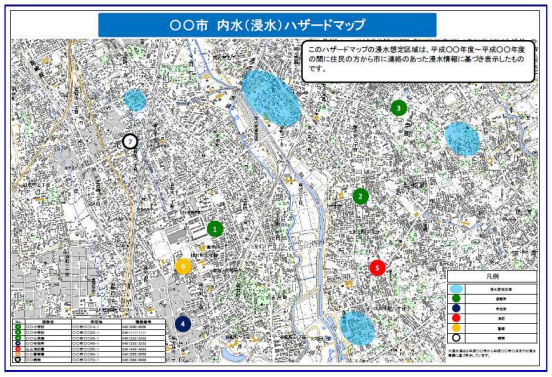
第2回：H24年11月
○県下自治体による事例発表
・さいたま市（さいたま市防災マップ）
・戸田市（浸水シミュレーションによる浸水想定）
・川口市（洪水HMを活用した内水HMの策定）
・飯能市（浸水想定区域図の作成）

第3回：H25年5月
○県下自治体による事例発表
・上尾市（内水ハザードマップの作成について）
・秩父市（内水ハザードマップの作成について）
・栃木県（内水ハザードマップ作成促進の取り組み）
・浸水実績に基づいた簡易な内水ハザードマップ作成の提案

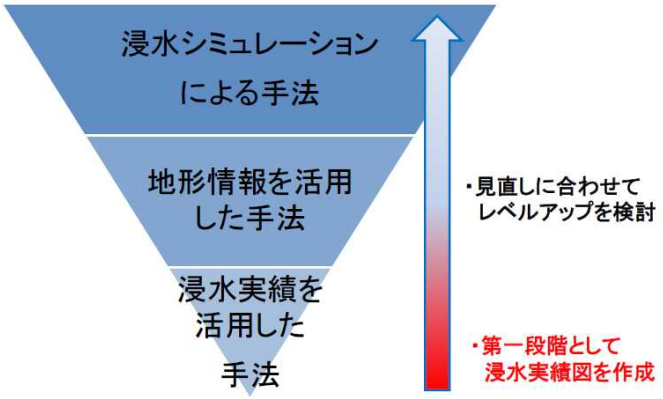
■市町村向けの勉強会を開催し、具体的な作成手順・作成例を示した。

| 手順 | 作業項目 | 内容 | 洪水HMが活用できる項目 |
|---|---|---|---|
| ① | 凡例の作成 | ・作成例を参考に凡例を作成する | |
| ② | 浸水想定区域図の作成 | ・使用する図面は1/10000～1/25000程度<br>・浸水想定区域は、下図が見えるように表示する | ○ |
| ③ | 避難所、役所、消防、警察、病院の所在確認 | ・洪水ハザードマップや地域防災計画等から左記施設の住所、電話番号を確認する | ○ |
| ④ | 避難所、役所、消防、警察、病院の一覧表を作成 | ・作成例を参考に一覧表を作成する<br>・対象施設にナンバリングを行う（通し番号）<br>・表示にあたっては、シールの活用も可 | ○ |
| ⑤ | コメントの作成 | ・住民の誤解を招かないために、どのようなデータにより浸水想定区域を表示したかを明示する | |
| ⑥ | 仕上げ | ・凡例や施設一覧、コメントを浸水想定区域図に貼り付ける<br>・タイトルも忘れずに付ける | |
| ⑦ | 内水（浸水）ハザードマップの完成 | ・作成したものに少し手を加えれば、公表や配布は可能です<br>・作成したハザードマップを基に関係部局等と協議を進めて、公表に向けた調整を進めて下さい | |
| ⑧ | 公表 | ・印刷物の配布<br>・ホームページへの掲載等 | |

作成例




## 段階的な作成手法




**平時における、浸水リスクの周知**

# 官民連携浸水対策下水道事業の創設 【令和3年度新規事項】

国土交通省

下水道防災事業補助金

## 背景

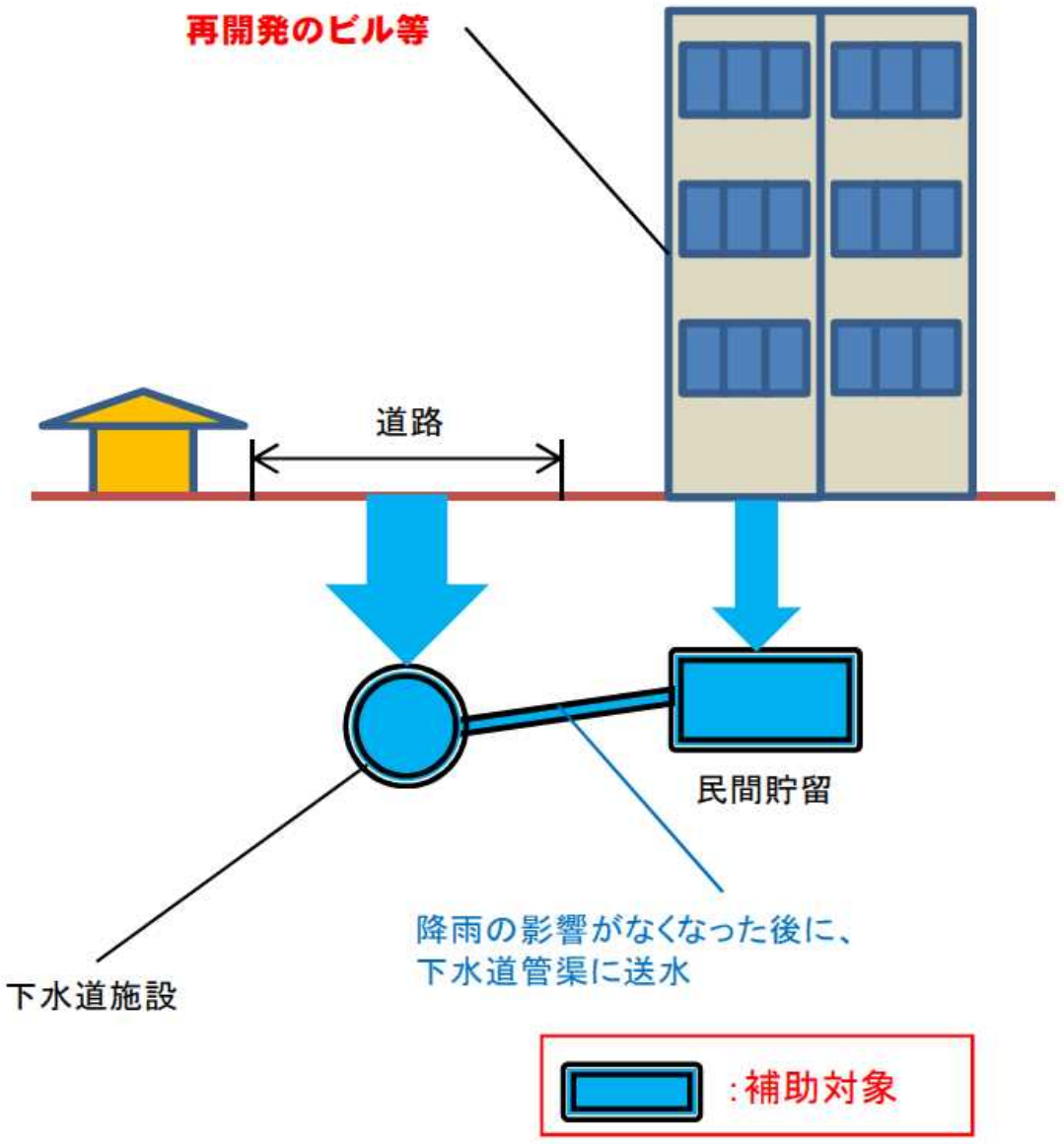
○近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

○都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域（※）においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。

（※）下水道法第２５条の２に基づき、地方公共団体が指定する区域

## 概要

○浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する（補助率１／２）。




民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備イメージ

# 改良復旧事業の創設 【令和3年度新規事項】

国土交通省

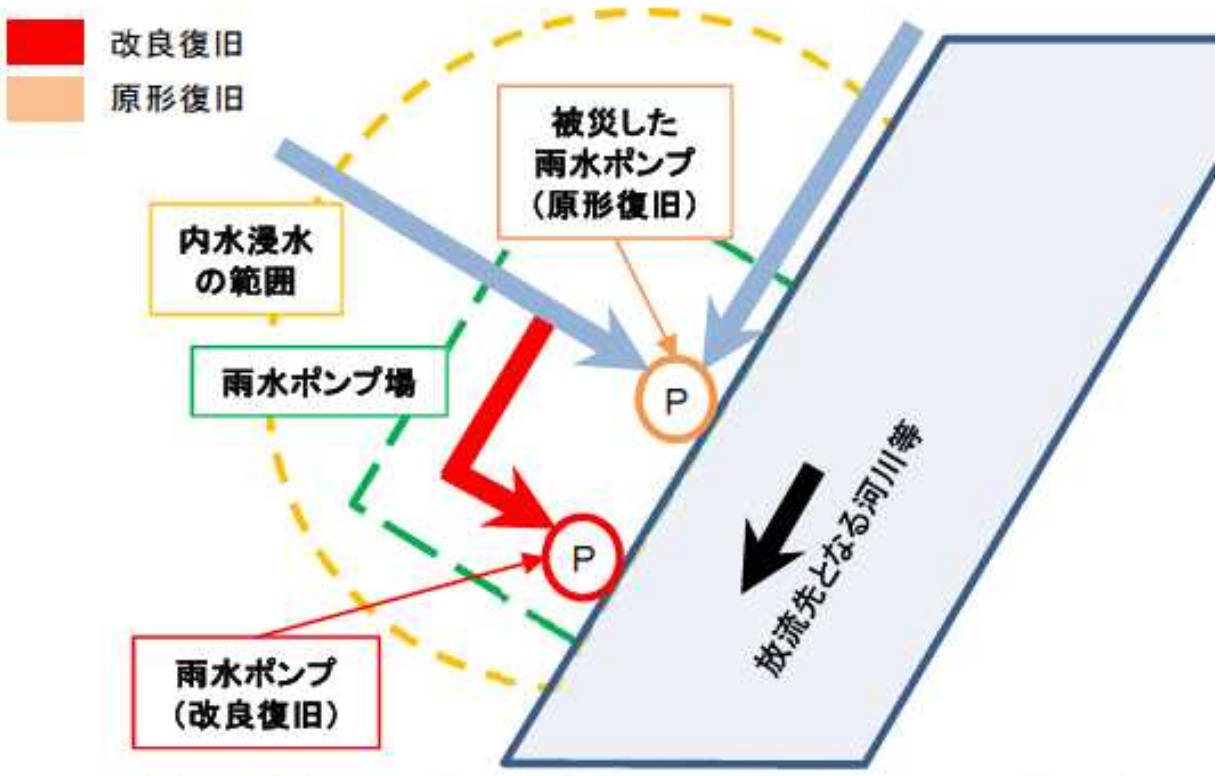
災害復旧等

## 背景

○下水道施設が被災した場合の災害復旧事業は、現状では原形復旧の範囲内に限られているが、災害の激甚・頻発化により、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となり、再度災害防止を図る必要性が高まっている。

## 概要

○内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止が生じた場合等、原形復旧に合わせて、再度災害防止のための機能増強等を行う改良復旧事業（災害関連事業）を創設する。




改良復旧事業による雨水排水施設の能力増強のイメージ

# 都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

国土交通省

○　近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることを踏まえ、これまでの防災・減災対策に加えて、自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を推進することが求められている。
○　このため、「防災指針」や流域治水等の防災・減災関連の計画との連携のもと、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（Ｒ２創設）の展開を一層強化し、官民連携・分野横断による防災・減災施策を推進する。

## ■拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

＜拡充内容＞
○　官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を推進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援
○　新規整備に加え、保全されている既存緑地の機能も一体的に活用できるよう、保全利用施設整備を支援対象に追加

### ■２つの「型」の相違点

| 支援要件 | 通常型 | 防災・減災推進型<br>（下線部が新たな内容） |
|---|---|---|
| 行政計画<br>での位置づけ | 緑の基本計画等に基づく取組みであること（計画内容は限定なし） | 防災・減災関連の計画と連携した取組みであること（計画内容を限定） |
| 自然が持つ<br>多面的機能発揮<br>に関する指標数 | ３つ以上設定<br>（指標内容は限定なし） | ３つ以上設定<br>ただし、指標内容のうち１つは防災・減災関連の指標であること |
| 補助対象事業 | ・公園緑地の整備<br>・公共公益施設の緑化<br>・民間建築物の緑化<br>・市民農園の整備<br>・緑化施設の整備<br><br>・グリーンインフラに関する計画策定<br>・整備効果の検証 | ・公園緑地の整備<br>・公共公益施設の緑化<br>・民間建築物の緑化<br>・市民農園の整備<br>・緑化施設の整備<br>・既存緑地の保全利用施設の整備<br>・グリーンインフラに関する計画策定<br>・整備効果の検証 |

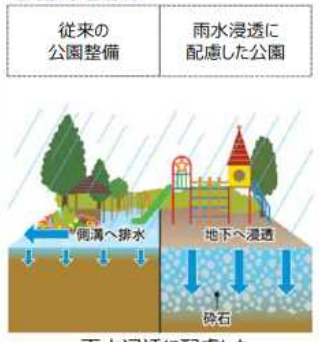
### ■流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ




気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、河川事業と併せて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進

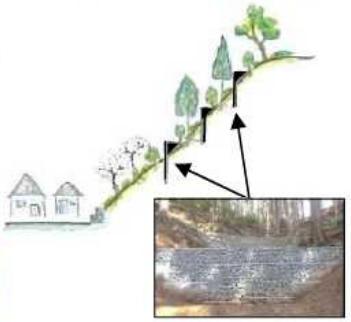
雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進

○都市公園




雨水浸透に配慮した
公園整備のイメージ

○既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために
必要な施設整備のイメージ

# 事例：仙台市（名取川流域治水プロジェクト）

国土交通省

## 雨庭の整備

大雨時の市街地の浸水被害軽減のため、雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地中や河川に流す公園緑地空間の整備「雨庭（あめにわ）」に取り組んでいく。

社会資本整備総合交付金「仙台市みどりの拠点となる都市公園整備の計画」による公園貯留整備事業の一環

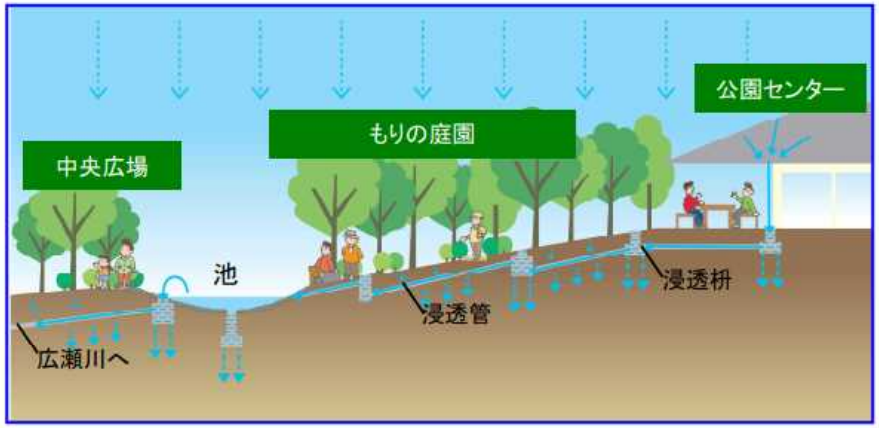
### 青葉山公園追廻地区
### 「もりの庭園」整備における、『雨庭』の整備。

仙台市では、自然環境が持つ機能を社会課題の解決に生かす「グリーンインフラ」の一環で、この『雨庭』の取り組みを市内の官民施設にさらに広げていく方針。

その第1号として、青葉山公園の一角に整備を進めている「公園センター」の隣接区域を活用し、近年求められている雨水流出抑制機能をもたせた、「もりの庭園」を整備する。




### 『雨庭』の整備イメージ




公園敷地内に、浸透桝と浸透管を埋設し、庭園内には底部に浸透性を持たせた池、透水性舗装を用いた遊歩道を整備。

雨水を、浸透機能を持たせた各施設から地中に逃がし、さらに池で一時的な貯留を行うことで、ゆっくりと時間をかけて広瀬川に排出するしくみ。

**期待される雨庭の機能**
- 水害の軽減
- ヒートアイランド現象の緩和
- 生物の生息空間の創出
- 水質の浄化　など

※『雨庭』とは、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく、一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った緑地。
雨水流出抑制、修景・緑化の推進、ヒートアイランド現象の緩和などが期待される。　【引用】京都市ホームページより抜粋。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

社総交（防安交含む）

## 事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業 【昭和47年度～】

## 補助対象

（1）除却等費
○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）

（2）建設助成費
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：【通　　常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
【特殊地域】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）※
特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

（3）事業推進経費
○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

## 交付率

国：1／2、地方公共団体：1／2

## 交付団体

都道府県、市町村

## 事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

【限度額が引き上げられる地域】

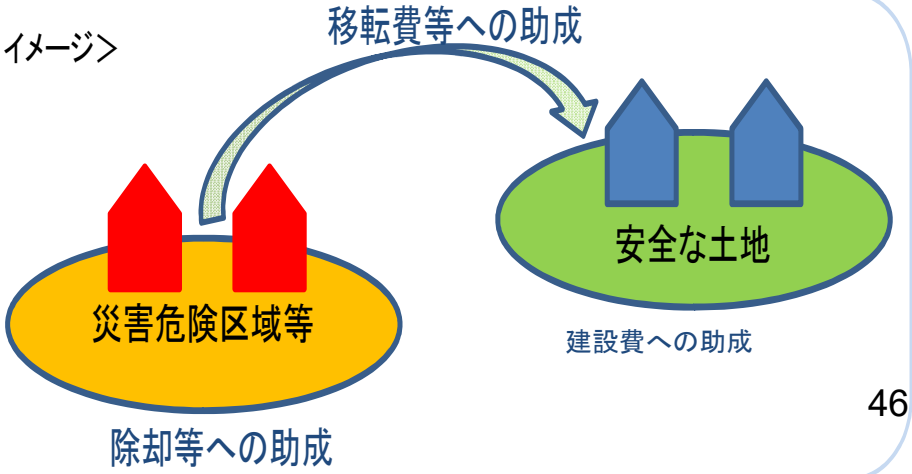
| | 特殊土壌地帯 | 地震防災対策強化地域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 災害危険区域 |
|---|---|---|---|---|
| 根拠法 | 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 | 大規模地震対策特別措置法 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 建築基準法 |
| 指定権者等 | 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣 | 内閣総理大臣 | 都道府県知事 | 地方公共団体（条例） |

## 補助要件

（1）対象地区要件
○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
○過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
○ 既存不適格住宅
○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

<適用イメージ>



# 住宅・建築物安全ストック形成事業（土砂災害関係）

国土交通省

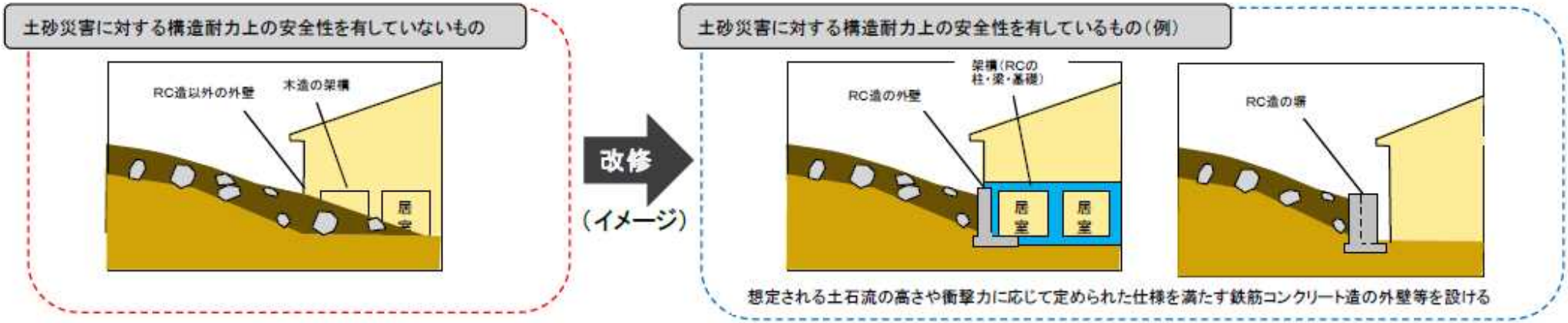
社総交（防安交含む）

■目的

〇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

〇 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。




〇補助対象： 以下の要件を満たす建築物。

・土砂災害特別警戒区域内の建築物

・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

〇補助率：23%（うち国費11．5%）

〇補助対象限度額：336万円/棟

47

# 小規模住宅地区改良事業

社総交（防安交含む）

国土交通省

## 1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

## 2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱（住宅局長通達）

## 3. 対象地区

・不良住宅戸数　15戸以上

・不良住宅率　50%以上

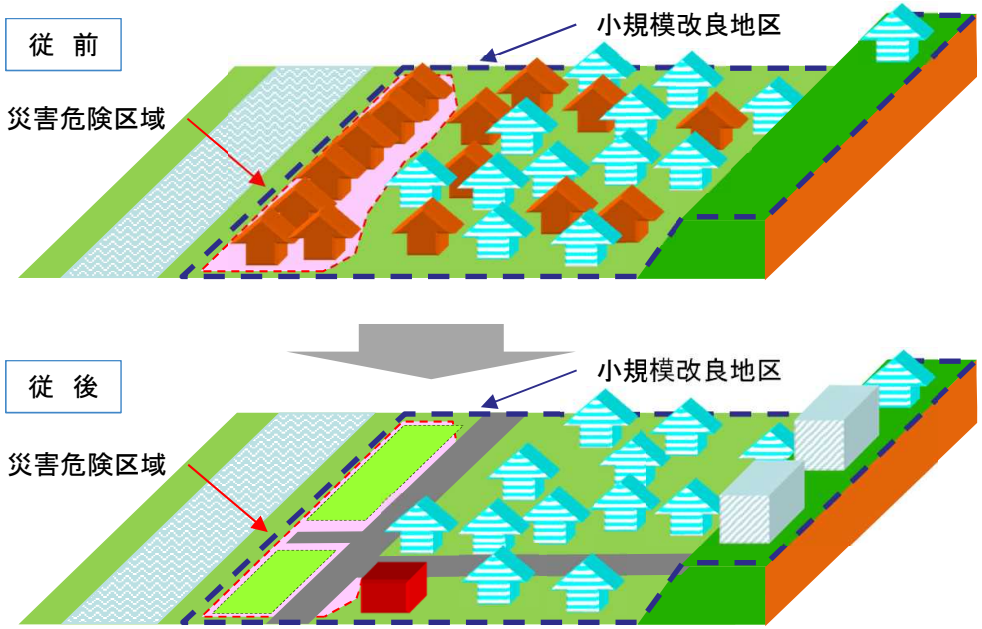
等

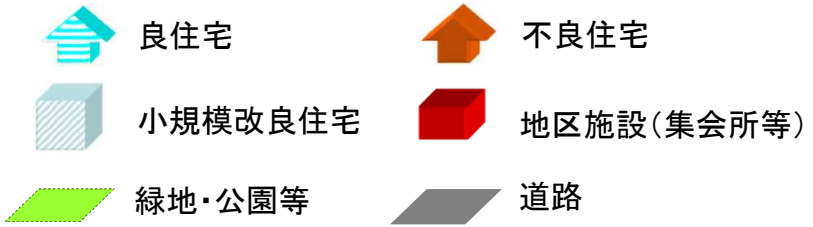
## 4. 補助対象

| | （補助率） |
|---|---|
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2)※ |
| ・小規模改良住宅整備 | (2/3) |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (1/2) |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) |

※　跡地非公共は1/3

等






小規模住宅地区改良事業の実施事例（奈良県野迫川村）

# 災害危険区域内建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

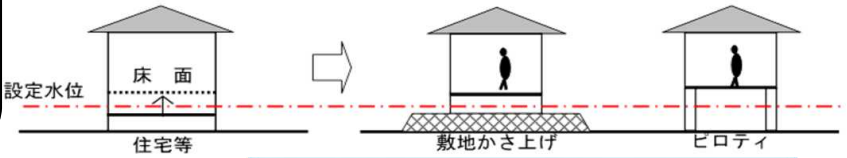
国土交通省

社総交（防安交含む）

【2】

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞




## 住宅

**計画策定**　地方公共団体実施：国１／２

**基準適合調査**　民間実施：国と地方で２／３
地方公共団体実施１／２

### 通常支援

**改修、建替え**

■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

■ 交付率

国と地方で２３％

■ 補助限度額

２８０万円／棟
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

**事業期間**

令和３年度～令和７年度
ただし、令和８年度以降の区域指定であっても、令和７年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

### パッケージ支援（重点支援）

**改修、建替え**

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

■ 交付額

国と地方で１００万円／棟

■ 補助限度額

改修工事費の８割
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和３年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域
※土地利用等に関する対策を記載するもの

## 建築物

**計画策定**　地方公共団体実施：１／３

**基準適合調査**　民間実施：国と地方で２／３
地方公共団体実施：国１／３

**改修、建替え**

■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等（集合住宅の共同利用施設を含む）（注1）

■ 交付率

| 対象建築物 | 交付率 |
|---|---|
| 避難所等 | 民間実施：国と地方で２／３<br>地方公共団体実施：国１／３ |
| 一時集合場所等 | 民間実施：国と地方で２３％ |

■ 補助限度額

２８０万円／棟
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

（注1）災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

（注2）本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定

# 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 新規

国土交通省
【機密性2】

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

## 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

| | 建築物耐震対策緊急促進事業 | 災害時拠点強靭化緊急促進事業 | 一時避難場所整備緊急促進事業 |
|---|---|---|---|
| 目的 | 大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保 | 地震時の帰宅困難者等への対応 | 水害時の避難者への対応 |
| 対象建築物 | 耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等 | 地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 | 地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等 |
| 補助対象等 | 耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援 | 帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援 | 避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援 |
| 補助率 | 民間事業者の場合　国1/3、地方1/3 等<br>地方公共団体の場合 国1/3 等 | 民間事業者の場合　国2/3、地方1/3<br>地方公共団体の場合 国1/2 | 民間事業者の場合　国2/3、地方1/3<br>地方公共団体の場合 国1/2 |
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 | 令和3年度～令和5年度 | 令和3年度～令和5年度 |


制振ダンパー


防災備蓄倉庫


電気設備の設置場所の嵩上げ

# 流域治水関係施策リスト（国土交通省）

資料6−2

| 関係者 | | | 取組 | 事業・施策・制度名 | 「流域治水」の各対策との関連性<br>※別紙2『「流域治水」の施策のイメージ』より、最も近いと思われる対策を選択ください | 実施内容<br>※流域治水への効果も含め記載をお願いします | 「流域治水」の推進に資する新たな取組<br>※流域治水に関連して新たに実施しようと考えている（もしくは既に実施・検討している）取組があれば、ご記入ください。<br>（予算や制度要求を伴う、伴わないに関わらず記載をお願いします。） | 予算費目 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 予算・非予算 | 予算の種類 | 予算費目（項目）<br>※主たる費目を記載ください |
| | 都市局 | 都市計画課 | 災害ハザードエリアにおける開発規制 | | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 災害ハザードエリアにおける新たな開発の規制 | ・災害レッドゾーンにおける自己の業務用施設の開発を原則禁止。<br>（法改正。令和4年4月施行予定）<br>・市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可を厳格化。<br>（法改正。令和4年4月施行予定）<br>・開発行為を行うのに適当でない区域として浸水被害防止区域（仮称）を追加。<br>（次期通常国会にて法改正予定） | 非予算 | | |
| | | | 災害リスクを考慮した居住の誘導 | | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 防災の観点からの立地適正化計画の強化 | ・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外。<br>（政令改正。令和3年10月施行予定）<br>・立地適正化計画に居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」を<br>位置付け。（令和2年9月） | 非予算 | | |
| | | | 災害リスクを考慮した居住の誘導 | コンパクトシティ形成支援事業 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 防災の観点からの立地適正化計画の強化 | ・立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内へ居住機能の移転促進に向けた調査・評価の支援を追加（令和2年予算より） | 予算 | 補助・交付金（市町村） | （項）都市・地域づくり推進費<br>（目）集約都市形成支援事業費補助金 |
| | | | 一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の創設 | | ③経済被害の最小化 | 都市施設の対象に一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）を追加 | 災害時における居住者等の安全確保に必要な行政、医療、避難施設等の機能を一体的に有する一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）を都市施設に追加<br>（今期通常国会にて法改正予定） | 非予算 | | |
| | | | 地区レベルの防災性を向上させるための地区計画制度の拡充 | | ①雨水貯留機能の拡大<br>③避難体制を強化する | 地区施設の対象に雨水貯留浸透施設を追加するとともに、街区レベルで敷地の嵩上げや居住の高床化のルール化を促進 | 地区計画制度について、防災性向上の観点から、地区施設の対象に雨水貯留浸透施設を追加する等の拡充（今期通常国会にて法改正予定） | 非予算 | | |
| | | | 都市における水災害対策の促進に係る容積率の緩和 | | ①雨水貯留機能の拡大 | 都市開発プロジェクトに併せて実施される水災害対策に資する取組を評価し、建築物の容積率を緩和することにより、民間事業者による水災害対策の取組を促進 | 都市開発プロジェクトに併せて実施される水災害対策に資する取組を評価し、建築物の容積率を緩和する考え方について、地方公共団体に通知。（令和2年9月） | 非予算 | | |
| | | 都市安全課 | 水災害のリスクのある場所からの移転 | 居住誘導区域等権利設定等促進計 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 災害危険区域等からの住居の移転 | ・災害ハザードエリアに立地している住宅等の移転を促進するための計画制度を創設。（法改正。令和2年9月施行）<br>・ 災害ハザードエリア内にある施設又は住宅の移転のうち、当該計画に基づくものについて、税制上の特例措置を講じる。（R3税制改正事項） | 非予算 | | |
| | | | 水災害のリスクのある場所からの移転 | 防災集団移転促進事業 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 災害危険区域等からの住居の移転 | ・令和2年度予算より、防災集団移転促進事業における移転先の住宅団地の規模要件を10戸から5戸に緩和。<br>・防災集団移転促進事業の移転対象区域及び事業主体の拡充。<br>（今期通常国会にて法改正予定） | 予算 | 補助・交付金（市町村） | （項）都市・地域づくり推進費<br>（目）防災集団移転促進事業費補助金 |
| | | | 避難の確保 | 都市防災総合推進事業 | ③避難体制を強化する | 避難路・避難場所の整備 | | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 交付金 |
| | | 市街地整備課 | 土地の嵩上げ等による居住安全性の確保 | 都市再生区画整理事業 | ②浸水範囲を減らす | 浸水被害の防止・低減のため、土地区画整理事業において土地の嵩上げを実施 | ・R3概算要求において、防災指針に基づき総合的な浸水対策として行われる土地区画整理事業について、国費率の嵩上げ等により重点支援。<br>・次期通常国会での法改正（予定）にあわせて、①地区施設として定めた雨水貯留浸透施設や避難施設等の整備に必要な費用を浸水対策施設整備費の対象に追加（交付対象および補助限度額）、②地区施設として定められた浸水対策施設の整備費についてその全額を補助限度額に算入。 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 交付金 |
| | | | 避難の確保 | 市街地再開発事業 | ③避難体制を強化する | 他の事業とも連携した線的・面的につなぐ高台まちづくりに資する、浸水時に避難経路として活用できる立体的遊歩道、一時避難施設及び備蓄倉庫等の整備 | 今期通常国会での法改正（予定）にあわせて、地区計画に新たに位置付けられる地区施設（避難施設等）の整備に要する費用を補助対象に追加。 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 交付金 |
| | | | 災害ハザードエリアからの都市機能移転等の防災対策 | 都市構造再編集中支援事業 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 災害ハザードエリアからの都市機能移転、都市機能の安全性強化に必要な防災対策 | R3概算要求において、立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件の緩和や、医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額の引き上げにより重点支援。 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | （項）都市再生・地域再生整備事業費<br>（目）都市構造再編集中支援事業費補助 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の整備支援 | 都市安全確保拠点整備事業 | ③経済被害の最小化 | 都市施設の対象に追加される一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の整備を支援 | 今期通常国会での法改正（予定）にあわせて、都市施設として新たに位置付けられる一団の都市安全確保拠点施設（仮称）の整備に要する費用を補助する制度を創設。 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 交付金 |
| | 街路交通施設課 | 地下街における浸水対策 | 地下街防災推進事業 | ③経済被害の最小化 | 避難施設整備、浸水防止対策等 | | 予算 | 補助・交付金（民間） | （項）市街地防災事業費<br>（目）地下街防災推進事業費補助 |
| | 公園緑地・景観課 | 避難の確保 | 都市公園・緑地等事業 | ③避難体制を強化する | 避難地、防災拠点となる防災公園整備 | | 予算 | 補助・交付金 | 交付金 |
| | | 公園緑地における雨水貯留 | | ①雨水貯留機能の拡大 | 雨水貯留浸透機能を有する緑化施設の整備 | 今期通常国会での法改正（予定）において、特別緑地保全地区の指定要件に、「雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地」を追加し、緑地保全等事業において支援。 | | | |
| | | | ｸﾞﾘｰﾝｲﾝﾌﾗ活用型都市構築支援事業 | ①雨水貯留機能の拡大 | 雨水貯留浸透機能を有する緑化施設の整備 | | 予算 | 補助・交付金 | 交付金 |
| 住宅局 | | 災害危険区域の指定促進 | 災害危険区域（建築基準法第39条） | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 出水等による危険の著しい区域については、建築基準法第39 条の規定に基づく災害危険区域を条例で指定し、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限を当該条例で定めることで、建替えの際に建築制限を満たした安全な建築物が整備される効果があるため、国として指定を促進していく。 | 地方公共団体が建築制限を条例で定める「災害危険区域」制度の活用を促すため、「出水等に関する災害危険区域の指定事例等」を令和2年9月7日周知済み | 非予算 | | |
| | | 河川等の整備 | 住宅市街地基盤整備事業 | ①氾濫水を減らす | 住宅宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の河川整備事業 | 特になし | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 社会資本整備総合交付金等 |
| | | 既存住宅の浸水対策改修 | 長期優良住宅化リフォーム推進事業 | ③経済被害の最小化 | 既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金（民間） | （項）住宅防災事業費<br>（目）住宅市街地総合整備事業費補助 |
| | | 建築物改修による居住安全性の確保 | 災害危険区域内建築物防災改修等事業 | ③住まい方の工夫 | 災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 社会資本整備総合交付金等 |
| | | 水災害のリスクのある場所からの移転 | がけ地近接等危険住宅移転事業 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 災害危険区域等からの移転 | 特になし | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 社会資本整備総合交付金等 |
| | | 水災害のリスクのある場所を含む地区における住環境の整備 | 小規模住宅地区改良事業 | ②リスクの低いエリアへ誘導 | 地方公共団体が移転勧告等を行った住宅など不良住宅が集合する地区における、住環境の整備改善又は災害の防止のための、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備 | 特になし | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 社会資本整備総合交付金等 |
| | | 避難の確保 | 市街地再開発事業 | ③避難体制を強化する | 他の事業とも連携した線的・面的につなぐ高台まちづくりに資する、浸水時に避難経路として活用できる立体的遊歩道、一時避難施設及び備蓄倉庫等の整備 | 今期通常国会での法改正（予定）にあわせて、地区計画に新たに位置付けられる地区施設（避難施設等）の整備に要する費用を補助対象に追加。 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | 社会資本整備総合交付金等 |
| | | 避難場所の確保 | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 | ③避難体制を強化する | 地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金（市町村） | （項）住宅防災事業費<br>（目）住宅市街地総合整備事業費補助 |
| 鉄道局 | | 地下駅の浸水対策 | 鉄道安全対策事業費<br>鉄道網整備事業費 | ③経済被害の最小化 | 地下駅等の出入口やトンネルの坑口等の浸水対策 | | 予算 | 補助・交付金（民間） | （項）鉄道安全対策事業費<br>（目）鉄道施設総合安全対策事業費補助<br>（項）鉄道網整備事業費<br>（目）都市鉄道整備事業費補助 |
| | | 落石・なだれ等対策 | 鉄道安全対策事業費 | ③経済被害の最小化 | 落石・なだれ等対策 | | 予算 | 補助・交付金（民間） | （項）鉄道安全対策事業費<br>（目）鉄道防災事業費補助 |
| | | 河川橋梁の流失等防止対策<br>斜面からの土砂流入防止対策 | 鉄道安全対策事業費 | ③経済被害の最小化 | 橋脚の洗掘防止対策や、橋梁の架替、鉄道に隣接する斜面の補強等 | | 予算 | 補助・交付金（民間） | （項）鉄道安全対策事業費<br>（目）鉄道施設総合安全対策事業費補助 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 道路局 | | 河川に隣接する道路構造物の流失防止対策 | | ①持続可能な河道の流下能力の維持・向上 | 河積阻害の解消や水衝部の護岸対策など河川の流下能力を向上させる道路整備 | | 予算 | 直轄 | (項)道路交通安全対策事業費<br>(目)道路維持管理 |
| | | | | | | | | | 補助・交付金（市町村） | 交付金 |
| | | | 道路を浸水の避難場所として活用する施設整備 | | ③避難体制を強化する | 道路の高架区間等を一次避難場所として活用 | | 予算 | 直轄 | (項)道路交通安全対策事業費<br>(目)道路維持管理 |
| | | | 道路と砂防が連携した防災・減災対策 | 土砂災害対策道路事業 | ③避難体制を強化する | 土砂災害警戒区域等における道路の土砂災害対策 | | 予算 | 補助・交付金（市町村） | (項)道路更新防災等対策事業費補助<br>(目))道路更新防災等対策事業費補助 |
| | 不動産局 | 不動産業課 | ・不動産取引の場における水害リスク情報の提供 | | ③住まい方の工夫 | 不動産取引時における重要事項説明の対象項目として、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地を追加することにより、購入者等が水害リスクを認知 | | 非予算 | | |
| | | 不動産市場整備課 | ・流域治水に貢献した不動産投資の促進 | ESG投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備 | ③土地のリスク情報の充実 | 我が国不動産固有の実情も踏まえた気候変動への対応にかかる情報開示に関する調査検討 | 我が国不動産固有の実情も踏まえ情報開示に関する参考資料（ガイダンス）を策定（令和2年度内を目途） | 予算 | 直轄 | 不動産市場整備等推進費 |
| | 総政局 | 公共事業企画調整課 | ・水門の一元監視 | 排水機場設備新技術導入等推進事業 | ②浸水範囲を減らす | 異なる施設管理者の水門について、施設管理者を跨いで一元監視化することで、流域治水の強化を図る。（農水省所管の水門等とも連携） | | 予算 | 直轄 | (項)社会資本整備・管理効率化推進費<br>(目)社会資本整備・管理効率化推進調査費 |
| | | | ・マスプロダクツ型排水ポンプの開発 | | ②浸水範囲を減らす | 排水機場の信頼性向上及びコスト縮減を目的として、汎用性エンジンを用いたマスプロダクツ型排水ポンプの検討を実施。（農水省所管の排水機場や雨水ポンプ場とも連携） | | 予算 | 直轄 | (項)社会資本整備・管理効率化推進費<br>(目)社会資本整備・管理効率化推進調査費 |
| | | 環境政策課 | ・グリーンインフラ推進による流域全体の雨水貯留・浸透の促進 | 「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討 | ①雨水貯留機能の拡大 | グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（R2.3設立）の活動や地域への技術的支援等を通じて、グリーンインフラの効果や活用可能な技術等を多様な主体に普及することで、エリア全体で分野横断的なグリーンインフラの社会実装を推進し、流域治水にも資する雨水の貯留・浸透を促進する。 | グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（R2.3設立）において、雨水の貯留・浸透等に資するグリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めている。<br><br>【R3以降】<br>雨水の貯留・浸透による防災・減災等に資するグリーンインフラの定量的な効果の調査・検討を実施する。<br>グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に、専門家派遣等の支援を行い、官民連携・分野横断による先導的なモデルを形成するとともに、グリーンインフラ活用促進に向けたガイドラインを作成し、全国への展開を図る。 | 予算 | 直轄 | (項)地球温暖化防止等対策費<br>(目)地球温暖化防止等対策調査費 |
| | 港湾局 | 海岸防災課 | ・海岸保全施設の整備 | 海岸事業 | ②浸水範囲を減らす | 【内容】水災害に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等に対し、事業費を1/2等補助するもの。<br>【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことで被害対象の減少に資する事業である。 | 関係者が協働して流域全体で浸水被害を防止 | 予算 | ~~補助~~・交付金（地方公共団体等） | 社会資本整備総合交付金 |
| | | | | | | 【内容】国が水災害に対する防災・減災を目的として、海岸保全施設の整備等を実施するもの。<br>【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことで被害対象の減少に資する事業である。 | | | 直轄 | 海岸事業費 |
| | | | ・港湾施設の整備 | 港湾整備事業 | ②浸水範囲を減らす | 【内容】漂砂による港内の埋没防止等を目的として、地方公共団体等が実施する防砂堤及び導流堤の整備並びに埋没浚渫に対し、一定の国庫補助負担を行うもの。<br>【効果】港内や河口部の埋没を防ぎ、航行安全の確保や、流下阻害の防止に資する事業である。 | ・「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」をH31.3に改訂し、エリア減災計画の策定を推進<br>・「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」をR2.5に改訂し、直前予防対応の考え方を盛り込んだ港湾BCPの策定を推進 | 予算 | 補助・交付金（地方公共団体等） | 港湾整備事業費<br>社会資本整備総合交付金 |
| | 気象庁 | | ・利水ダム等の事前放流の判断に資する雨量予測の高度化 | 気象観測・予測技術の高度化 | ①流水の貯留 | 【内容】流域における雨量予測精度を向上させ、利水ダム等の事前放流による洪水調節の実施判断をより効果的に行えるよう、観測体制の強化、予測技術の向上を通じてダム管理に係る雨量予測情報の高度化を図るもの。<br>【効果】洪水調節機能の強化することにより、流域における水災害リスクを軽減。 | ・令和2年度から、ダムの事前放流の判断基準の基となる3日先までの予測雨量を提供中。 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 |
| | | | ・洪水予測の長時間化、高精度化に向けた雨量予測の高度化 | 気象観測・予測技術の高度化 | ③避難体制を強化する | 【内容】流域における雨量予測精度を向上させ、洪水予測のさらなる高精度化、長時間化を図れるよう、観測体制の強化、予測技術の向上を通じて洪水に係る防災情報の高度化を図る。これにより、地方整備局と気象台の合同記者会見等を通じて長時間先の予測をわかりやすく提供し、自治体や住民による防災活動を支援するもの。<br>【効果】洪水予測情報の高度化により、自治体や住民による避難実施の判断等防災活動を支援。 | ・令和3年度内に、洪水警報の危険度分布について新たに一日先の予測を提供<br>・令和3年度内に、国交省が提供する「水害リスクライン」と気象庁が提供する「洪水警報の危険度分布」の表示を統合 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 |
| | | | ・防災気象情報の提供・理解促進等を通じた地域防災力の強化 | JETT（気象庁防災対応支援チーム）等 | ③被災自治体の支援体制充実 | 【内容】災害発生予測時等に、適時的確に防災気象情報を発信するとともに、自治体にJETT（気象庁防災対応支援チーム）を派遣し、市町村の避難指示に当たっての判断支援や、二次災害の防止など気象状況の変化に伴い留意すべき事項の解説等を実施し、自治体を支援。<br>【効果】市町村防災担当者の防災気象情報の知識・理解促進を通じ、的確な避難情報の発令に寄与することが可能となる。 | 令和2年度からは、最新のICTを活用し、迅速かつ的確に解説する体制を強化することにより、自治体の防災対応を様々な防災気象情報を活用してきめ細やかに支援する。 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 |

# 流域治水関係施策リスト（各省庁）

**流域治水関係施策リスト（省庁）**

資料6−3

| 関係者 | 取組 | 事業・施策・制度名 | 「流域治水」の各対策との関連性<br>※別紙2『「流域治水」の施策のイメージ』より、最も近いと思われる対策を選択ください | 実施内容<br>※流域治水への効果も含め記載をお願いします。 | 「流域治水」の推進に資する新たな取組<br>※流域治水に関連して新たに実施しようと考えている（もしくは既に実施・検討している）取組があれば、ご記入ください。<br>（予算や制度要求を伴う、伴わないに関わらず記載をお願いします。） | 予算費目 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算・非予算 | 予算の種類 | 予算費目（項目）<br>※主たる費目を記載ください |
| 財務省 | ・国有地の遊水機能活用 | 未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】国土交通省、地方公共団体による遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を加速させるため、候補地リストの提示及び国有地の提供を行うもの。 | 候補地リストは、財務省から国土交通省へ既に提示済。 | **非予算** | | |
| 文科省 | ・防災教育 | 学校安全総合支援事業 | **③避難体制を強化する** | 【内容】学校における防災教育を推進するために、新たな防災教育の手法開発や地域全体での学校安全推進体制づくりの支援をするもの。<br>【効果】児童生徒等が水害等に対し自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成したり、水害等に備えた学校安全体制の構築を図ったりすることができる。 | | **予算** | **直轄** | 都道府県・指定都市教育委員会対象委託事業 |
| | ・学校及びスポーツ施設の防災機能の向上 | 公立学校施設整備費 | **③経済被害の最小化** | （公立学校施設）<br>【内容】公立学校施設に**おける防災機能の向上等のための施設整備に要する経費に対して、**事業費**の一部**を補助するもの。<br>【効果】災害発生時の避難所としての役割を果たす公立学校施設の浸水被害を軽減させ、避難所機能の維持に資する施策事業である。<br><br>（公立社会体育施設）<br>【内容】公立社会体育施設における施設整備に要する経費に対して、事業費**の一部**を補助するもの。<br>【効果】遊水機能を有する河川敷や緑地等への公立社会体育施設の整備等、流域治水にも資する整備を行うことが可能。 | | **予算** | **補助・交付金（市町村）** | 学校施設環境改善交付金 |
| | | 認定こども園施設整備交付金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】認定こども園における**防災機能の向上等のための施設整備に要する経費に対して、**事業費**の一部**を補助するもの。<br>【効果】災害発生時の避難所としての役割を果たす認定こども園の浸水被害を軽減させ、避難所機能の維持に資する施策事業である。 | | **予算** | **補助・交付金（県）** | 認定こども園施設整備交付金 |
| | | 国立大学法人等施設整備費補助金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して、10割（病院施設は1割）の国庫補助を行うもの。<br>【効果】キャンパスの浸水被害の軽減に資する整備**等**を行うことが可能。 | | **予算** | **補助・交付金（国立大学法人等）** | 国立大学法人等施設整備費補助金 |
| | | 私立学校施設整備費補助金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】私立学校（幼～大）施設における**防災機能の向上等のための施設整備に要する経費に対して**事業費**の一部**（幼、小、中、義務、高、中等、特支**については1/3、**高専、短大、大**については1/2）を**補助するもの。<br>【効果】災害発生時の避難所としての役割を果たす私立学校（幼～大）施設の浸水被害を軽減させ、避難所機能の維持に資する施策事業である。 | | **予算** | **補助・交付金（民間）** | 私立学校施設整備費補助金 |
| | ・気候変動の将来予測 | 気候変動適応戦略イニシアチブ | **③避難体制を強化する** | 【内容】気候変動を踏まえた治水計画等の適応策等のエビデンスとなる気候予測データの高精度化、またデータ統合・解析システム（DIAS）の安定的環境を確保し、台風、豪雨等による洪水予測システム等を開発する。<br>【効果】高精度予測情報を基に気候変動を踏まえた将来降雨量の評価などを踏まえた治水対策の推進や、DIASによる中小河川も含めた洪水予測等を通じて浸水による被害軽減に資する。 | 気候変動モデルの高度化等を通じて、気候変動を踏まえた降雨量などの予測情報の高精度化を推進。また、地球環境データを蓄積・統合解析するデータ統合・解析システム（DIAS）のこれまでの実績・強みを生かしつつ、解析環境の強化等により、DIASの洪水予測システムの高度化等を実施。 | **予算** | **直轄** | 地球観測技術等調査研究委託費<br>地球観測システム研究開発費補助金 |
| 厚労省 | ・要配慮者の避難促進（社会福祉施設等） | 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会 | **③避難体制を強化する** | 【内容】<br>令和2年7月豪雨の被害を踏まえ、国土交通省と連携し、高齢者施設等における避難の課題を確認し、避難の実行性を高める方策をとりまとめる。<br>【効果】<br>高齢者施設等における災害計画の適切性や避難設備等の確保について検討し、避難の実行性を確保するための施策に反映させる。 | 令和2年7月豪雨の被害を踏まえて、高齢者施設等における水害対策に係る施設整備改修等の補助メニューを創設しており、本検討会における意見等を反映させる。 | **非予算** | | |
| | ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策 | 医療施設浸水対策事業 | **③経済被害の最小化** | 【内容】医療機関における防災・減災対策を推進するため、医療機関が行う浸水対策に要する費用の一部を補助するもの。<br>【効果】医療機関において、医療用設備や電源設備の浸水深以上への移設や止水板の設置を行うことで、被害の最小化を図る。 | 近年の豪雨災害の激甚化に伴う河川の氾濫等により医療機関への浸水被害が発生している状況を踏まえ、今回新たに補助事業により対策を実施することとした。 | **予算** | **補助・交付金（民間）** | 医療提供体制施設整備交付金 |
| | ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用に対し、事業費の一部を補助するもの。<br>【効果】児童福祉施設等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の浸水対策を行うことで、被害の最小化を図る。 | 従前から児童福祉施設等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の浸水対策を実施している。 | **予算** | **補助・交付金（県・市町村）** | 次世代育成支援対策施設整備交付金 |
| | ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策 | 保育所等整備交付金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用に対し、事業費の一部を補助するもの。<br>【効果】保育所等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の浸水対策を行うことで、被害の最小化を図る。 | 従前から児童福祉施設等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の浸水対策を実施している。 | **予算** | **補助・交付金（県・市町村）** | 保育所等整備交付金 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策 | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | **③経済被害の最小化** | 【内容】障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用に対し、事業費の1／2を補助するもの。<br>【効果】障害者支援施設等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の改修工事等により、避難の際の有効な手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図る。 | 従前から障害者支援施設等に対する、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の浸水対策に係る支援を実施している。 | **予算** | **補助・交付金（都道府県・指定都市・中核市）** | 社会福祉施設等施設整備費補助金 |
| | ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金<br>（水害対策強化事業） | **③経済被害の最小化** | 【内容】<br>高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等に要する費用の一部を補助するもの。<br>【効果】<br>高齢者施設等において、垂直避難用エレベーター・スロープの整備、避難スペースの確保等の改修工事等により、避難の際の有効な手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図る。 | 令和2年7月豪雨の被害を踏まえて、高齢者施設等における水害対策に係る施設整備改修等の補助メニューを創設した。 | **予算** | **補助・交付金（都道府県、市区町村）** | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 |
| 農水省 | ・水田の貯留機能向上 | 農業競争力強化農地整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。<br>また、自動給排水栓を用いた雨水貯留機能の更なる発揮を実証する。<br>【効果】水路への水の流出を穏やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | 「スマート田んぼダム実証事業」を創設し、自動給排水栓を用いた水田の雨水貯留機能の更なる発揮について実証する。 | **予算** | **補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |
| | | 国営農用地再編整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。<br>【効果】水路への水の流出を穏やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | | **予算** | **直轄** | 農業農村整備事業費 |
| | | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。<br>【効果】水路への水の流出を穏やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。 | | **予算** | **補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |
| | | 中山間地域農業農村総合整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。<br>【効果】水路への水の流出を穏やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。 | | **予算** | **補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |
| | | 多面的機能支払交付金 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】地域で行う、地域資源の質的向上を図る活動を支援するもので、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の取組も支援対象とするもの。<br>令和3年度から、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1／2以上で水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）に取り組む場合に加算措置を適用し、田んぼダムがより広範囲で取り組まれるよう推進。<br>【効果】水田が持つ雨水貯留機能の強化に資する。 | 令和3年度から、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1／2以上で水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）に取り組む場合に加算措置を適用し、田んぼダムがより広範囲で取り組まれるよう推進。 | **予算** | **補助・交付金（民間）** | 多面的機能支払交付金 |
| | ・農業水利施設の活用 | 国営かんがい排水事業 | **①流水の貯留**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等を行う。<br>市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。<br>【効果】利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、農業用ダムの洪水調節機能を強化。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業経営の安定が図られる。 | 令和3年より、施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備を可能にするとともに、現在、ダムや排水施設の整備等を実施している地区の整備を推進 | **予算** | **直轄** | 農業農村整備事業費 |
| | | 水利施設等保全高度化事業 | **①流水の貯留**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等を行う。<br>また、農業用ダムにおいて、水利用の調査及び洪水調節効果の検証等を行い洪水機能強化にかかるダム運用の見直しを行う。<br>市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。<br>【効果】①利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、農業用ダムの洪水調節機能を強化。②農業用ダムの洪水調節機能の強化による大雨・洪水時の流出の緩和、農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業経営の安定が図られる。 | 令和3年度より、左記内容の整備を可能にする事業制度を創設するとともに、現在、ダムの整備等を実施している地区の整備を推進。 | **予算** | **補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |
| | | 水資源機構かんがい排水事業 | **①流水の貯留** | 【内容】施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等を行う。<br>また、農業用ダムにおいて、水利用の調査及び洪水調節効果の検証等を行い洪水機能強化にかかるダム運用の見直しを行う。<br>【効果】①利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、農業用ダムの洪水調節機能を強化。<br>②農業用ダムの洪水調節機能の強化による大雨・洪水時の流出の緩和。 | 令和3年より、左記内容の事業を可能にする | **予算** | **補助・交付金（水資源機構）** | 水資源開発事業費 |
| | | 国営総合農地防災事業 | **①流水の貯留**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】洪水調節機能の強化に資する頭首工や水門等といった農業用河川工作物の機能回復を行う。<br>市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。<br>【効果】広域的な災害が未然に防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | | **予算** | **直轄** | 農業農村整備事業費 |
| | | 農村地域防災減災事業 | **①流水の貯留**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】洪水調節機能の強化に資する頭首工や水門等といった農業用河川工作物の機能回復を行う。<br>市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。<br>【効果】広域的な災害が未然に防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。湛水被害を軽減することで、被害地域の縮小を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定に貢献。 | | **予算** | **補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |
| | | 国営農用地再編整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備を行う。<br>【効果】農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | | **予算** | **直轄** | 農業農村整備事業費 |
| | | 調査、管理事業等 | **①流水の貯留**<br>**③氾濫水を早く排除する** | 【内容】農業用ダムにおける洪水調節効果の検証等の調査や国営造成施設等の管理、情報網整備などを行う。 | | **予算** | **直轄、補助・交付金（県・市町村・改良区）** | 農業農村整備事業費 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ・森林整備事業 | 森林整備事業 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】森林の水源涵養機能（洪水緩和機能）の発揮等を目的として、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備に対し、補助するもの（補助率1/2、3/10、定額等。国自ら実施する直轄事業もあり）<br>【効果】森林の有する土砂流出防止機能、洪水緩和機能の発揮により、洪水被害の軽減に資する事業である。 | 河川上流部の森林において間伐等の森林整備を実施。 | **予算** | **補助・交付金（県）** | 森林整備事業費補助 |
| | ・治山事業 | 治山事業 | **①雨水貯留機能の拡大** | 【内容】都道府県が行う治山ダムの設置や保安林の整備等に対し、事業費を1/2（基本補助率）を補助するもの（国自ら実施する直轄事業もあり）<br>【効果】森林の有する土砂流出防止機能、洪水緩和機能の発揮により、洪水被害の軽減に資する事業である。 | 河川上流部の森林において治山施設や保安林整備を実施。加えて、令和3年から、渓流における流木化する恐れがある危険木の事前伐採や、山地の尾根部から崩壊に伴う大量の土砂流出を抑制する斜面の予防対策を実施（令和3年度予算 新規拡充事項要求） | **予算** | **補助・交付金（県）** | 治山事業費補助 |
| | ・農地の保全 | 中山間地域等直接支払交付金 | **①流水の貯留** | 【内容】中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動に対し、事業費を定額で補助するもの。<br>【効果】農業生産活動を維持することで、荒廃農地の発生を防止し、農用地・水路等の維持・保全に資する事業である。 | ― | **予算** | **補助・交付金（市町村）** | 中山間地域等直接支払交付金 |
| | | 多面的機能支払交付金 | **①流水の貯留** | 【内容】地域で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するもの。<br>【効果】農用地の保全により、洪水防止機能等の農業の有する多面的機能の維持・発揮が図られる。 | ― | **予算** | **補助・交付金（民間）** | 多面的機能支払交付金 |
| | ・海岸保全施設の整備 | 海岸事業 | **②浸水範囲を減らす** | 【内容】水災害に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等に対し、事業費を1/2等補助するもの。<br>【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことで被害対象の減少に資する事業である。 | 関係者が協働して流域全体で浸水被害を防止 | **予算** | **交付金（県・市町村）** | 農山漁村地域整備交付金 |
| | | | | | | | **補助（県・市町村）** | 海岸事業費 |
| | | | | 【内容】国が水災害に対する防災・減災を目的として、海岸保全施設の整備等を実施するもの。<br>【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことで被害対象の減少に資する事業である。 | | | **直轄** | 海岸事業費 |
| 環境省 | ・グリーンインフラ、生態系を活用した防災・減災 | 自然生態系を基盤とする防災減災 | **②浸水範囲を減らす** | 【内容】自然生態系が持つ防災・減災機能の検証や、生態系機能ポテンシャルマップの作成、技術的知見等の情報提供を行い、流域の自治体等の合意形成や計画策定を支援する。<br>【効果】過去に湿地や氾濫原であった場所を再生することで、災害への暴露を回避しつつ、生態系が持つ保水・貯留機能を流域全体で強化する。 | R2年度事業では、2流域程度で生態系機能ポテンシャルマップを試作する予定 | **予算** | **直轄** | 自然生態系を基盤とする防災減災推進費 |
| | ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化 | 気候変動影響評価・適応推進事業 | **③土地のリスク情報の充実** | 【内容】令和元年台風第19号等の、近年日本に甚大な被害をもたらした台風について、将来の気候変動下で強度や降水量等による影響がどのように変化するか評価し、適応策を実施するために必要なデータを整備・提供する。<br><br>【効果】<br>気候変動影響により将来激甚化が想定される気象災害を考慮した計画立案や防災対策の検討の一助となる。 | | **予算** | **直轄** | 気候変動影響研究調査費 |
| | ・気候変動適応広域協議会における広域アクションプランの策定 | 気候変動影響評価・適応推進事業 | **③避難体制を強化する** | 【内容】気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）において、特に重要な気候変動影響に関する分科会を立ち上げ、国や地方公共団体、地域住民や企業等の関係者の連携によるアクションプランを策定する。特に、北海道地域、関東地域、近畿地域、九州・沖縄地域については、気象災害対策をテーマとした分科会において議論を開始している。<br><br>【効果】<br>避難体制の強化やEco-DRRの活用など、将来の気象災害に備え、地域の関係者の連携による効果的な適応策の立案を目指す。 | | **予算** | **直轄** | 気候変動影響研究調査費 |
| | ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化 | 気候変動影響評価・適応推進事業 | **③土地のリスク情報の充実** | 【内容】気候変動影響による将来の感染症や気象災害リスクへの対応を強化することを目的に、想定されるリスクや対応についてのマニュアルを整備するほか、気象災害を含む複合的な気候変動影響及び影響連鎖に関する対策を検討する。<br><br>【効果】<br>将来の気象災害を想定した防災計画や適応計画の立案に資する。 | | **予算** | **直轄** | 気候変動影響研究調査費 |
| | ・グリーンボンド | 適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業 | **③氾濫水を早く排除する** | 【内容】気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助するもの。<br>【効果】適応対策に資するインフラ整備への民間資金の導入の加速化 | なし | **予算** | **補助・交付金（民間）** | 地域環境保全対策費補助金 |

# 流域治水に関する取り組みを実践していくため

# 流域治水に関する取り組みを実践していくため

（取り組みを実践していくため）

✓ 取り組み項目・内容（・効果）の把握（・認識）、どのような取り組みを進めるのか

✓ 計画（・目標・見込み）の設定、いつまで（・時期を明確に）

✓ 現状（・進捗）の把握（・確認）どの段階まで進んでいるのか、フォローアップ

⇩

（あらゆる関係機関で情報を共有）

✓ 取り組みの方向性（・目標・見込み）の確認、意思の統一

✓ 共通の課題への対処方法（・解決策）、課題解決へのヒント（・手ががり）

✓ 取り組み（・補助制度）を所管する上部機関への課題・要望等のスムーズな情報発信

⇩

「最上川水系流域治水プロジェクト」の推進を図る

# 取り組み整理表(案)【●●市】

| 市町村の実情に応じた減災の取り組み | | 現状 | 課題・要望 | 今後の見込み |
|---|---|---|---|---|
| ①氾濫をできるだけ防ぐ | 河川等の浚渫 | | | |
| | 雨水幹線及び取付管や桝、貯留浸透施設の整備 | | | |
| | 山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱に基づく敷地内浸透施設設置の推進 | | | |
| ②被害対象を減少させる | 災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導 | | | |
| | 災害リスクを考慮した新規開発許可区域の見直し | | | |
| | 災害リスクが高い区域における都市機能の移転に対する支援策を検討 | | | |
| | 地区計画等都市計画の見直しによる宅地嵩上げ等の防災対策の促進 | | | |
| ③被害の軽減、早期復旧・復興 | 洪水ハザードマップの周知及び防災教育の推進 | | | |
| | 自主防災組織版、家庭版タイムラインの策定の普及及び訓練の実施 | | | |
| | 防災ラジオによる避難情報等の伝達 | | | |
| | 気象情報や避難情報のSNS（ツイッター、ライン、フェイスブック）及び登録制メール自動送信システムでの伝達 | | | |
| | 避難確保計画の策定の推進及び計画に基づく訓練の実施 | | | |
| | 各種訓練の実施 | | | |
| | 移動式排水ポンプ車の導入 | | | |